

## 第 6 回

# 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

日時：平成15年11月18日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会



# 目 次

## 報告事項

[ 報告 ]	頁
報告第7号 新市名称候補選定小委員会報告について .....	1

## 協議事項

### [ 継続協議 ]

協議第2号 合併の期日について .....	5
協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて .....	9
協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて .....	13

### [ 協議 ]

協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて .....	19
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて .....	23
協議第13号 使用料、手数料等の取扱いについて .....	27

### [ 提案 ]

協議第14号 新市の名称について .....	31
協議第15号 公共的団体等の取扱いについて .....	35
協議第16号 補助金、交付金等の取扱いについて .....	47
協議第17号 電算システムの取扱いについて .....	61
協議第18号 慣行の取扱いについて .....	71



報告第7号

新市名称候補選定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおりに報告する。

平成15年11月18日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

平成15年10月23日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

新市名称候補選定小委員会

委員長 小松 正 明

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会における協議の経過及び結果について、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

回数	日時・場所	委員数	協 議 の 内 容
第1回	6月27日 14時00分～ 15時30分 掛川市役所	出席 9人 欠席 0人	委員長に小松正明委員を、副委員長に松本恵次委員を選出した後、次の議題について協議を行った。 1 新市名称候補選定小委員会運営要領について 2 新市名称候補の選定方法について 3 新市名称候補選定基準について
第2回	10月7日 13時00分～ 13時40分 大東町役場	出席 9人 欠席 0人	1 新市名称公募集計結果について (1) 応募総数 1,372件(有効 1,320件、無効 52件) (2) 応募作品数 285作品(有効分) 2 新市名称候補の選定方法について (1) 第1次選定 各委員が応募作品の中から3作品(以内)を選定する。 (2) 第2次選定 第1次選定により選定された作品の中から各委員がそれぞれ2作品(以内)を提案した後に協議を行い、5点程度の候補を決定する。 3 今後のスケジュールについて

回数	日時・場所	委員数	協 議 の 内 容
第 3 回	10月23日 14時10分～ 15時16分 掛川市役所	出席 9人 欠席 0人	<p>1 第 1 次選定集計結果について（50音順）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州市（えんしゅうし）</li> <li>・遠州掛川市（えんしゅうかけがわし）</li> <li>・大掛市（おおかけし）</li> <li>・小笠市（おがさし）</li> <li>・かけがわ市</li> <li>・かけ川市（かけがわし）</li> <li>・掛川市（かけがわし）</li> <li>・三城市（さんじょうし）</li> <li>・新掛川市（しんかけがわし）</li> <li>・高天神市（たかてんじんし）</li> </ul> <p>2 新市名称候補の選定等について</p> <p>(1) 名称候補の選定</p> <p>第 1 次選定により選定された10作品の中から、各委員がそれぞれ 2 作品ずつ口頭で提案した後に協議を行い、5 作品の候補を選定した。</p> <p><b>【名称候補最終選定作品】</b>（50音順）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州市（えんしゅうし）</li> <li>・かけがわ市</li> <li>・掛川市（かけがわし）</li> <li>・三城市（さんじょうし）</li> <li>・新掛川市（しんかけがわし）</li> </ul> <p>(2) 選定理由の検討</p> <p>選定した 5 作品に付する選定理由の検討を行った。</p> <p>（注）選定理由の検討は、当初第 4 回小委員会において行うこととされていたが、協議により第 3 回小委員会に前倒しした。</p> <p>3 協議会における名称決定方法の確認について</p> <p>(1) 新市名称候補選定小委員会が選定した名称候補の中から協議により決定する。</p> <p>(2) 協議の結果、全会一致による決定が困難な場合は、協議会会議運営規程第 5 条の規定により、挙手による表決を行う。</p>





協議第2号

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成15年6月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### (1) 住民生活への影響等

- ア 住民生活に及ぼす影響等住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすること。
- イ 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

### (2) 選挙の時期

首長や議会議員の選挙時期を考慮すること。

( 1 市 2 町の首長・議員の任期 )

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ・掛川市長：平成17年9月17日  | ・掛川市議会議員：平成19年4月30日  |
| ・大東町長：平成18年6月12日  | ・大東町議会議員：平成17年4月14日  |
| ・大須賀町長：平成16年7月17日 | ・大須賀町議会議員：平成17年1月29日 |

### (3) 事務処理等への影響

合併時の事務処理（決算処理等）や事務の引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。

- ア 合併前の市町村の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる。また、年度末には、国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要する。

地方自治法施行令（抄）

（消滅した市町村の決算）

第5条 略

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

3・4 略

- イ 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正には膨大な時間を要するため、次の点に留意すべきである。

(ア) 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。

- (イ) 年度末等は、業務量が多く住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、回避することが望ましい。

周南市の場合

電算システム統合作業に要する作業工程を考慮し、合併前日が土日（連休）となるよう考慮され、平成15年4月21日（月）が合併期日に決定された。

さいたま市の場合

合併期日（平成13年5月1日）を決定するに当たり、システム統合部会から、次のような意見が出された。

- ・開発期間は、でき得る限り長く（1年半から2年程度）確保する必要がある。
- ・合併の期日を決める際、合併前日が連休となる必要がある。
- ・合併の時期は、出納閉鎖時期、住民異動の多い時期及び課税時期を避けること。

#### (4) 法的な手続

- ア 合併特例法による特例措置、財政支援等を受ける場合は、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併特例法附則（抄）

（合併特例法の失効）

第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

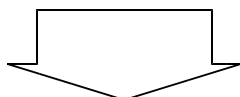
- イ 市町村が合併するためには、各種法令により様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮すること。

（合併までの流れ）

合併協議会の設置  
県知事への申請  
県知事の合併決定  
新市施行

合併協定書の調印  
協議・同意（県・国）  
総務大臣へ届出

各市町議会で議決  
県議会で議決  
総務大臣告示



上記留意点を考慮した場合、合併期日は、平成17年1月中旬から3月中旬までのいずれの日とすることが適当であると考えられる。



協議第 5 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 新市の議会の議員の定数

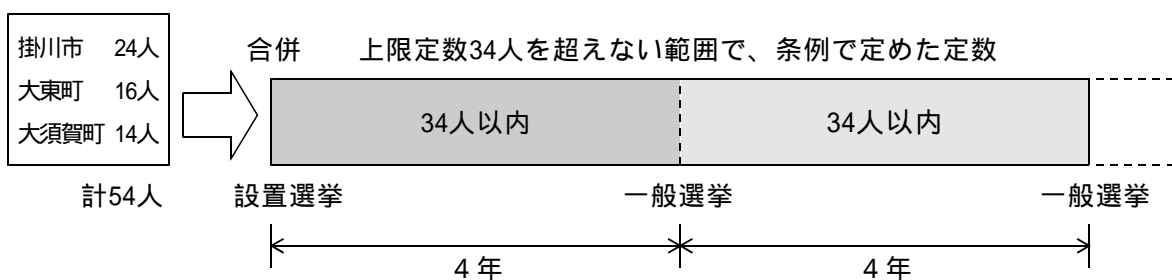
新市の議会の議員の定数に関しては、地方自治法第91条第2項の規定により、条例で定めることとされている。

- (1) 1市2町の人口 114,328人（平成12年国勢調査）
- (2) 地方自治法による新市の上限定数 34人
- (3) 1市2町の現況

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	合 計
人口(H12国調)	80,217 人	21,791 人	12,320 人	114,328 人
地方自治法による上限定数	30 人	26 人	22 人	-
条 例 定 数	24 人	16 人	14 人	54 人
現 議 員 数	24 人	16 人	14 人	54 人
任 期	H15.5.1 ~ H19.4.30	H13.4.15 ~ H17.4.14	H13.1.30 ~ H17.1.29	-

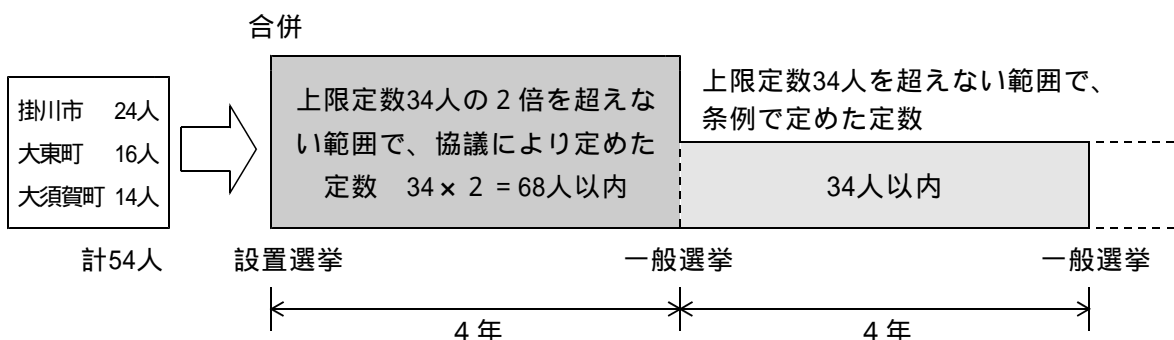
### 2 合併特例法の適用の有無

- (1) 合併特例法を適用しない場合

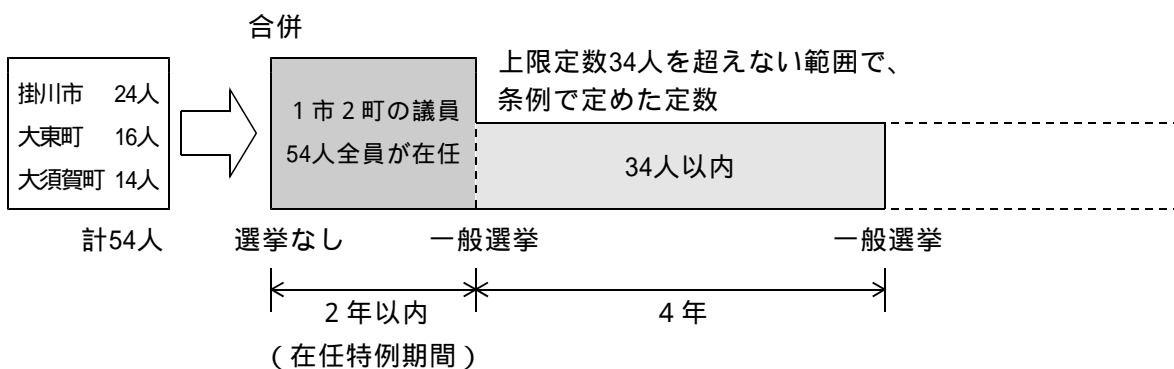


(2) 合併特例法を適用する場合

定数特例（合併特例法第6条第1項）



在任特例（合併特例法第7条第1項）



選択肢

以上のことから選択肢は、次の3通りとなる。

方式	協議事項	備考
原則どおり (合併特例法を適用しない)	新市における定数(34人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
合併特例法 を適用する	定数特例 新市における定数(34人以内) 定数特例による定数(68人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
	在任特例 新市における定数(34人以内) 適用期間(2年以内)	設置選挙を行わない





協議第 6 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 農業委員会について

#### (1) 農業委員会の役割

農業委員会は、自作農の創設維持、農地法等に基づく農地等の利用関係の調整、農地の交換分合等に関する事務を執行する行政委員会である。

#### (2) 農業委員会の設置数

農業委員会は、1市町村につき1つの農業委員会を定めることとされている。ただし、市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超える市町村については、区域を2以上に分けて、その各区域に置くことができる。

#### (3) 委員の構成及び定数

農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される。

##### ア 選挙による委員

選挙による委員は、次に掲げる基準により、条例で定めることとされている。

(ア) 農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100以下の場合は、10人から20人以下

(イ) 農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超え、(ウ)に該当する農業委員会以外の場合は、10人から30人以下

(ウ) 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える場合は、10人から40人以下

(注) 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。

##### イ 選任による委員

選任による委員は、次に掲げる者を、市町村長が選任することとされている。

(ア) 農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

(イ) 議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

#### (4) 委員の任期

##### ア 選挙による委員

選挙による委員の任期は、選挙の日から起算して3年とされている。

##### イ 選任による委員

選任による委員の任期は、選挙による委員の任期満了の日までとされている。

#### (5) 選挙区

農業委員会の選挙区は、原則として1委員会に1選挙区とされているが、市町村長が、特に必要と認めるときは、一定の要件を満たす場合、2以上の選挙区を設けることが認められている。

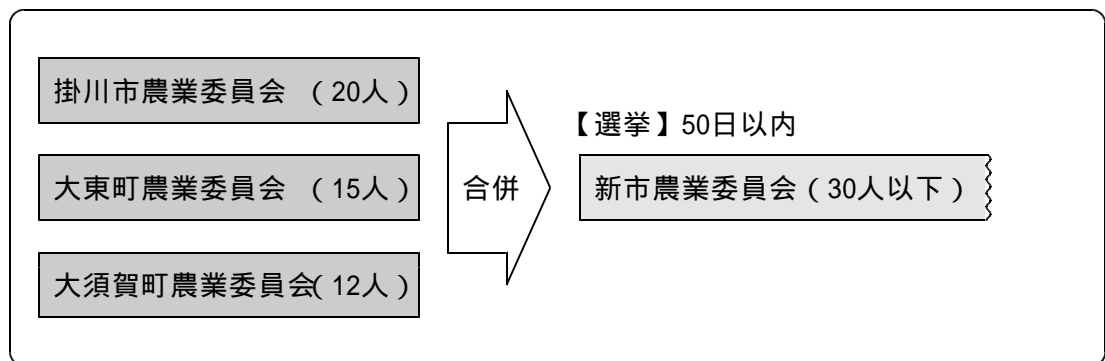
## 2 農業委員会委員の任期等の特例

### (1) 1つの農業委員会を設置する場合

#### ア 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。新市の農業委員会の選挙による委員は、農業委員会の設置の日(市町村の合併の日)から50日以内に選挙を行い決定する。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

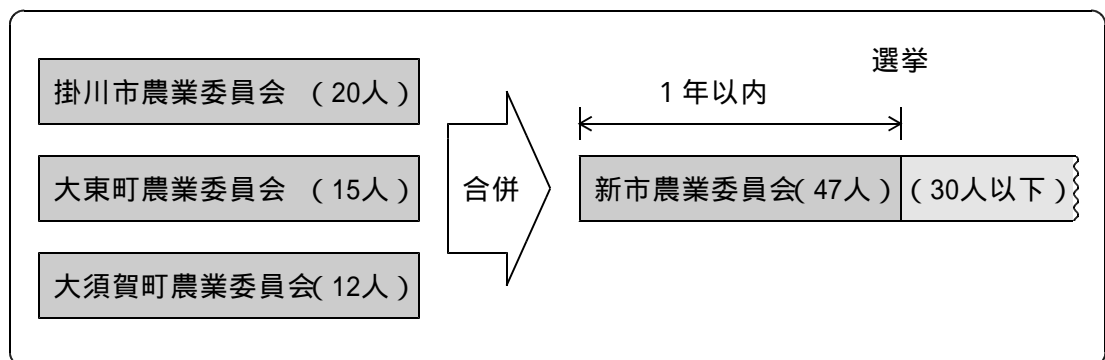
#### 【選挙による委員】



#### イ 合併特例法による在任特例(合併特例法第8条第1項による特例)

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内の範囲で、在任することができる。選任による委員は、合併の日に併せて速やかに選任する。

#### 【選挙による委員】



(2) 農業委員会を2以上設置する場合

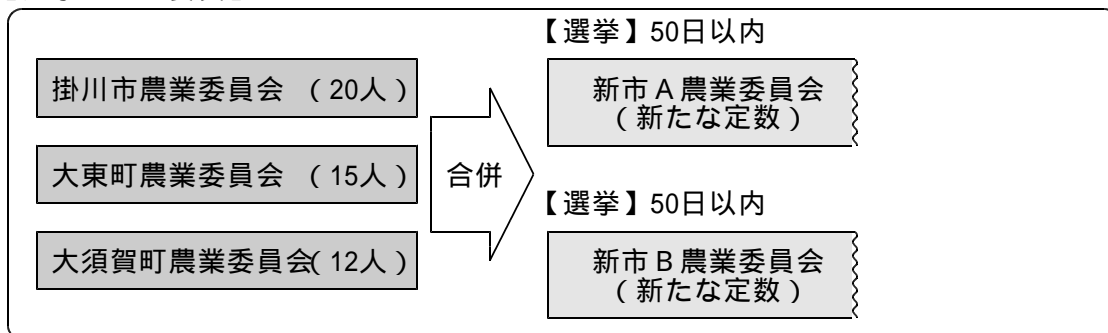
ア 従前と異なる区域の農業委員会を設置する場合

(ア) 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。選挙による委員は、農業委員会の設置の日（市町村の合併の日）から50日以内に、各農業委員会ごとに選挙を行う。

選任による委員は、各委員会ごとに、合併後速やかに選任する。

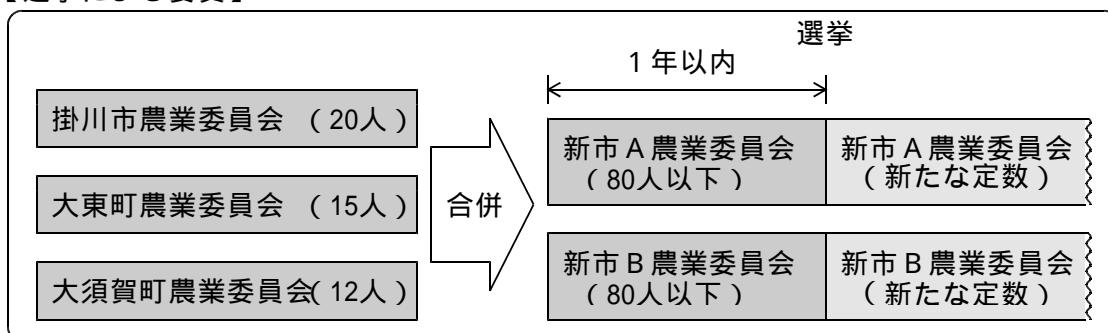
【選挙による委員】



(イ) 合併特例法による在任特例（合併特例法第8条第3項による特例）

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内は引き続き在任することができる。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

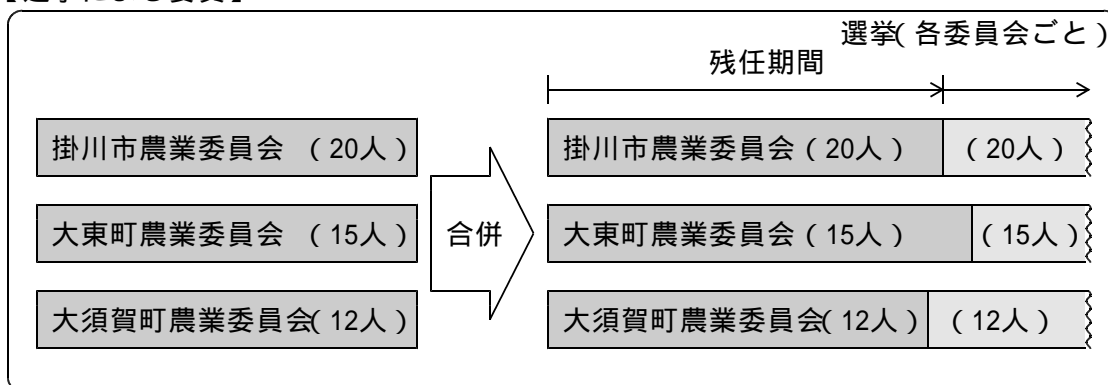
【選挙による委員】



イ 従前と同じ区域の農業委員会を設置する場合（農業委員会法第34条による特例）

合併前の農業委員会はそのまま新市の農業委員会となり、新市の農業委員会の委員も、引き続きその存続する農業委員会の委員となる。委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙による委員の残任期間となる。

【選挙による委員】



選択肢

以上のことから選択肢は、次のとおりとなる。

区 分		調 整 方 針	協 議 事 項
1つの農業 委員会を設 置	原 則	新市に1つの農業委員会を置き、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととする。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、合併の日までに決定する。	-
	在任特例	新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する。	在任特例の期間



協議第 1 1 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 内部組織等の設置

地方公共団体の長は、その権限に属する事務を処理するため、事務を分掌させるための組織を置くことができる。同組織には、本庁に置かれる内部組織と、長の権限に属する事務を地域的に分掌する出先機関（支所、出張所等）に区分される。

- (1) 本庁に置かれる内部組織については、その設置及び分掌事務について条例で定めることとされている。
- (2) 出先機関（支所、出張所等）については、位置、名称及び所管区域について条例で定めることとされている。

### 2 基本原則

内部組織等の構成については、各地方公共団体の長が実情に応じて自主的に定めるものとされているが、地方自治法は、内部組織等が恣意的なものにならないよう、基本的な原則について定めている。

#### (1) 行政運営の基本原則

地方公共団体は、その事務を処理するに当たり、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めるとともに、常にその組織及び運営の合理化を図らなければならない。

#### (2) 住民の利便性への配慮

本庁と支所の位置、所管区域については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

#### (3) 体系化された組織構成

各内部組織等は、それぞれ相互に所掌事務や権限について重複等がないよう、執行機関全体として有機的・系統的に構成されるとともに、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

#### (4) 簡素で効率的な組織

内部組織の編成に当たっては、事務事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

### 3 支所の設置

本協議会では、第3回協議会において、大東町及び大須賀町に支所を置くことが確認されているため、本庁と支所の機能分担についても考慮する必要がある。

#### (参考) 第3回協議会確認事項

新市の事務所の位置は、現在の掛川市役所とする。現在の大東町及び大須賀町の庁舎については、それぞれ支所とする。



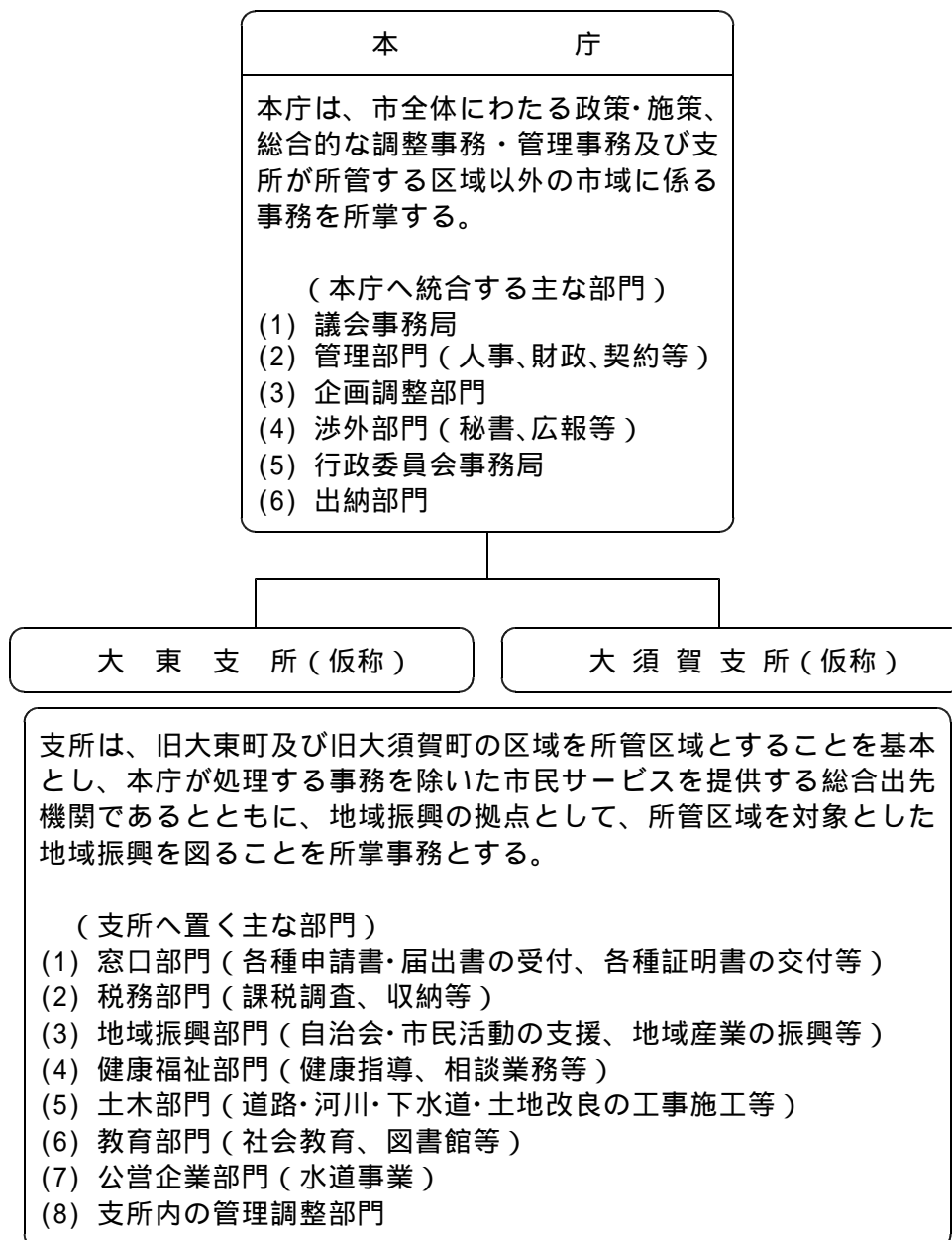
## 調整方針

新市における組織及び機構は、本庁及び支所の機能分担を考慮し、次に掲げる基本方針を基に、整備するものとする。

- 1 地方分権や高度な行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構
- 2 市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構
- 3 新市移行後もサービスが低下しないよう十分に配慮された組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

(概念図)

### 新市における本庁・支所機能





協議第12号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 一部事務組合等とは

市町村の事務の一部を共同で処理するために設立された組合であり、1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設置されている。

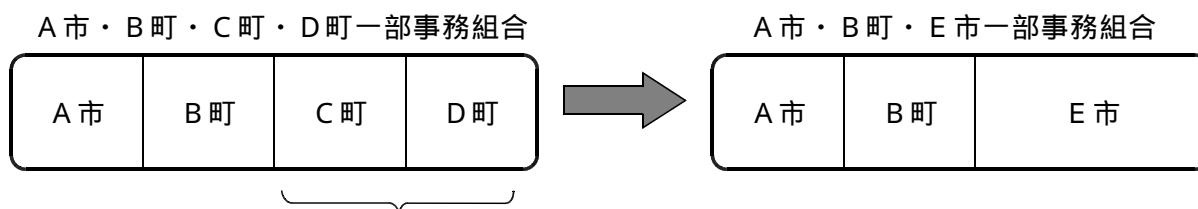
一部事務組合等の組織の設置や変更及び廃止等については、地方自治法にその取扱いが規定されている。

### 2 調整方法

新設合併の場合、その法人格が消滅することから、それまで加入していた組合等から脱退することになる。この場合、組合等で処理していた事務を新市で処理する場合は、脱退の手続きのみで終了するが、引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市として加入の手続きが必要である。

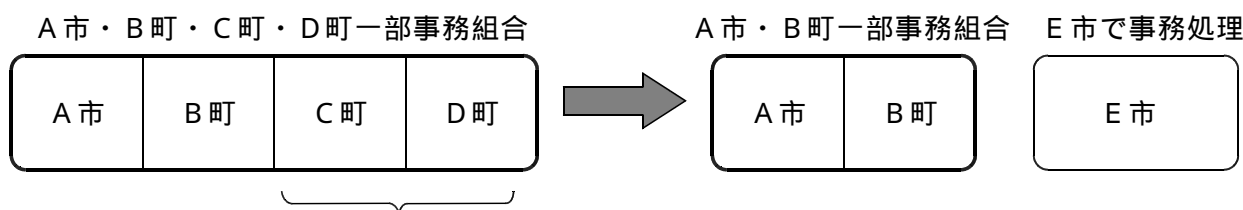
一部事務組合等の取扱いについての調整方法としては以下の取扱いが考えられる。

#### (1) 引き続き元の組合で事務を行う場合



合併によりE市。C町、D町は脱退しE市として加入。

#### (2) 組合を脱退し新市で事務を行う場合

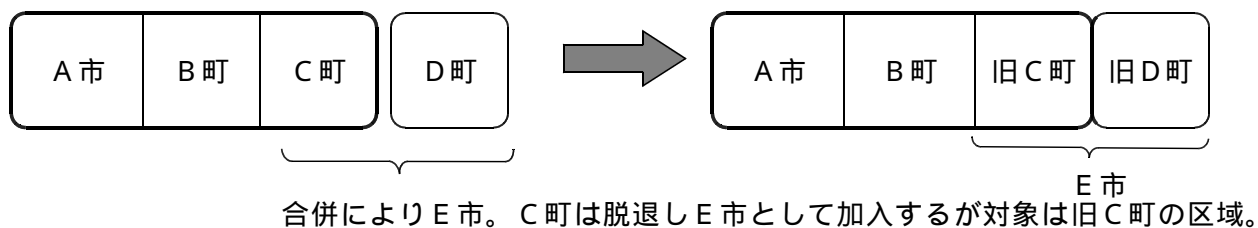


合併によりE市。C町、D町は脱退しE市で事務を処理。

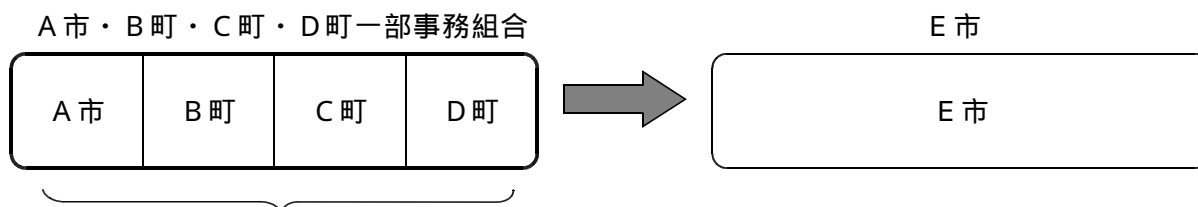
#### (3) 引き続き元の組合で旧市町の区域を対象として事務を行う場合

A市・B町・C町一部事務組合

A市・B町・E市一部事務組合



(4) 合併関係市町村のみで構成されていた一部事務組合の場合



### 3 協議対象

合併協議会では、地方自治法に拠り設置された一部事務組合等の内、広く一般住民に直接影響を与える組織として次の(1)～(12)の取扱いについて協議するものとする。

#### 一部事務組合等の設置状況

一部事務組合等の名称	掛川市	大東町	大須賀町	その他の構成市・町
(1)東遠定住圏施設組合				菊川町・小笠町・浜岡町・御前崎町・相良町
(2)太田川原野谷川治水水防組合				袋井市・磐田市・福田町・浅羽町・森町
(3)小笠地区消防組合				菊川町・小笠町
(4)大東町大須賀町衛生施設組合				
(5)掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合				菊川町・小笠町
(6)東遠地区聖苑組合				菊川町・小笠町
(7)小笠老人ホーム組合				菊川町・小笠町・浜岡町
(8)東遠学園組合				菊川町・小笠町・浜岡町・森町・春野町
(9)中東遠看護専門学校組合				磐田市・袋井市・菊川町・小笠町・浜岡町・森町
(10)浅羽地域湛水防除施設組合				袋井市・浅羽町・福田町
(11)静岡県大井川広域水道企業団				静岡県、志太・榛原・小笠地域の3市9町
(12)東遠広域施設組合				菊川町・小笠町・浜岡町・御前崎町・相良町

## 調整方針

一部事務組合の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 東遠定住圏施設組合、太田川原野谷川治水水防組合、小笠地区消防組合、東遠地区聖苑組合、東遠学園組合、中東遠看護専門学校組合、浅羽地域湛水防除施設組合及び静岡県大井川広域水道企業団については、合併の日の前日をもってそれぞれ脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整する。
- (2) 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧掛川市の区域を対象として加入する方向で調整する。
- (3) 小笠老人ホーム、東遠広域施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧大東町、旧大須賀町の区域を対象として加入する方向で調整する。
- (4) 大東町大須賀町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務を継承する。

協議第13号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 使用料について

使用料とは、行政財産や公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収する金銭をいう。具体的には、上下水道使用料、公の施設の使用料等がある。

なお、使用料に関する事項は地方自治法第 228条の規定により条例で定めなければならないこととなっている。

#### 地方自治法（抄）

##### （使用料）

第 225条 普通地方公共団体は、第 238条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

##### （分担金等に関する規制及び罰則）

第 228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 略

##### （行政財産の管理及び処分）

第 238条の 4

1～3 略

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5・6 略

### 2 手数料について

手数料とは、地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき、その費用を償うため、又は報酬として徴収する料金をいう。具体的には、印鑑証明手数料、戸籍謄本交付手数料、納税証明手数料等がある。

なお、使用料と同じく、手数料に関する事項は地方自治法第 228条の規定により条例で定めなければならないこととなっている。

#### 地方自治法（抄）

第 227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。



### 3 協議の目的及び対象

同一目的の施設の使用料や同一種類の事務手数料であっても市町間で金額等に差異があるため、あらかじめその取扱いについて協議しておく必要がある。

協議会では、使用料及び手数料のうち広く住民に影響があり、1市2町間で大きく差異のあるものについて、その取扱いの方向性を協議するものとする。

## 調整方針

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の施設の使用料については統一に向け調整する。
- 2 手数料については、原則として統一するものとする。
- 3 統一が困難な使用料及び手数料等については、次に掲げるものを除き、新市における住民の一体性の確保、負担の公平性の原則及び受益者負担の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討するものとする。
  - (1) 保育所保育料については、合併年度及びそれに続く3年度間は、大東町の例により統一し、それに続く2年度間において、国の徴収基準額を参考に検討し、適正な保育所保育料を段階的に調整するものとする。
  - (2) 幼稚園保育料については、大東町及び大須賀町の例により統一するものとする。
  - (3) 上水道料金等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとする。
  - (4) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において下水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとする。
  - (5) 税務証明手数料及び住民窓口手数料については、大東町の例により調整するものとする。



協議第14号

新市の名称について

新市の名称について、協議を求める。

平成15年11月18日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 新市名称について

#### (1) 基本的な考え方

新設合併の場合は、すべての市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。名称の決め方については、法律上、特に規定はないが、基本的な考え方として、次のことに留意する必要がある。

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密接しており、地域住民にとって非常に重要な事柄であることから、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なもの、読み方のわからないもの、近隣市町村の名称と類似しており郵便物の配送等に混乱を生じるおそれがあるものなどは、市町村の名称として不適当であると考えられる。

なお、市の名称については、既に全国にある市と同一の名称は使用できないこととされている。

#### (2) 表記に関する留意点

新市名称の表記については、総務省から次に掲げる見解が示されている。

##### ア 既に同一又は類似の市が存在する場合

(ア) 同じ表記で読み方が異なる場合 × (表記が同じ場合は不可)

【例】宮城県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし)

(イ) 異なる表記で読み方が同じ場合 (表記が異なる場合は可)

【例】宮城県仙台市(せんだいし) 鹿児島県川内市(せんだいし)

##### イ 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合 (理由が明確であれば可)

【例】ALPS 山梨県南アルプス市

##### ウ 略字及び算用数字等の使用

(ア) 「ヶ」及び「々」の使用 (同様の事例があり可)

【例】三ヶ日町、小佐々町など

(イ) 「0123...(数字)」の使用 × (日本語かどうか解釈できず、適当でない。)

##### エ 通常の読み方と異なる読み方をする場合 (告示の際、読みがなを振れば良い。)

【例】京都府八幡市(はちまんし) (やわたし)

##### オ その他市の名称としてふさわしくないもの

(ア) 公序良俗に反する名称

(イ) 長すぎる名称

(ウ) 現在使用していない漢字を使用した名称

## 2 本協議会における選定基準

新市名称候補選定小委員会では、次のとおり選定基準を定め、名称候補の選定作業を行った。

同基準は、一義的には小委員会における選定基準であるが、同時に本協議会における選定基準ともなり得るものであると考えられる。

### 新市名称候補選定基準（抄）

#### 1 選定基準

新市の名称候補は、次の第1次選定基準の全てに該当し、かつ第2次選定基準のいずれか1つ以上に該当するものの中から選定する。

##### (1) 第1次選定基準

漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

全国の市と同じ表記でないこと。

##### (2) 第2次選定基準

地域の歴史、文化にちなんだ名称

地域を地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表す名称

地域を対外的にアピールできる名称

地域の知名度の向上が期待できる名称

新市の将来をイメージした名称

その他新市にふさわしい名称

## 選択肢

新市の名称は、次に掲げる候補作品の中から選定することとする。

ふりがな 名 称	選 定 理 由
えんしゅうし 遠 州 市	豊かな自然に恵まれた歴史ある遠州地方にちなんだ名称であり、新市を地理的にもイメージできるため、新市の名称としてふさわしい。
かけがわし か け が わ し 市	知名度の高い掛川の名を残しながらも、平仮名表記とすることで柔らかなイメージが加わり、新市の名称としてふさわしい。
かけがわし 掛 川 市	掛川は、東海道の形成とともに、その要衝として長い歴史を有し、この地方における政治的・文化的な中心として発展を遂げてきた。また、現在の知名度も高いことから、新市の名称としてふさわしい。
さんじょうし 三 城 市	掛川城、高天神城、横須賀城という1市2町にそれぞれ存在した由緒ある三つの城にちなんでおり、住民の心のよりどころとなり得る名称であることから、新市の名称としてふさわしい。
しんかけがわし 新 掛 川 市	知名度の高い掛川の名を残しながらも、大東、大須賀との合併を機に新しい都市として更なる発展を遂げたいという願いが込められた名称であり、新市の名称としてふさわしい。

参考資料

1 新市名称応募数順一覧表（上位20名称）

	名 称	ふりがな	応募数		名 称	ふりがな	応募数
1	掛川	かけがわ	558	11	大掛	おおかけ	17
2	かけがわ	かけがわ	55	12	大掛	おおがけ	15
3	遠州	えんしゅう	54	13	東遠州	ひがしえんしゅう	14
4	三城	さんじょう	45	14	東遠	とうえん	13
5	新掛川	しんかけがわ	41	15	遠江	ととおとみ	13
6	大掛川	だいかけがわ	36	16	中遠	ちゅうえん	10
7	小笠	おがさ	29	17	かけ川	かけがわ	8
8	大掛川	おおかけがわ	25	18	掛大	かけだい	7
9	小笠山	おがさやま	24	19	報徳	ほうとく	6
10	遠州掛川	えんしゅうかけがわ	18	20	三城	みしろ	6

2 居住地別応募数順一覧表（上位10名称）

	掛 川 市		大 東 町		大 須 賀 町		その他市町村	
	ふりがな 名 称	応募 数	ふりがな 名 称	応募 数	ふりがな 名 称	応募 数	ふりがな 名 称	応募 数
1	かけがわ 掛 川	367	かけがわ 掛 川	74	かけがわ 掛 川	66	かけがわ 掛 川	51
2	かけがわ	34	さんじょう 三 城	15	えんしゅう 遠 州	15	えんしゅう 遠 州	6
3	しんかけがわ 新 掛 川	27	えんしゅう 遠 州	9	かけがわ	13	おがさやま 小 笠 山	5
4	だいかけがわ 大 掛 川	26	えんしゅうかけがわ 遠州掛川	5	さんじょう 三 城	12	かけがわ	5
5	えんしゅう 遠 州	24	しんかけがわ 新 掛 川	5	おがさ 小 笠	9	おおかけがわ 大 掛 川	4
6	おおかけがわ 大 掛 川	17	ととおとみ 遠 江	4	おおがけ 大 掛	6	しんかけがわ 新 掛 川	4
7	さんじょう 三 城	16	おおがけ 大 掛	3	おがさやま 小 笠 山	6	おがさ 小 笠	3
8	おがさ 小 笠	15	おおかけがわ 大 掛 川	3	しんかけがわ 新 掛 川	5	だいかけがわ 大 掛 川	3
9	おおかけ 大 掛	12	かけがわ	3	ひがしえんしゅう 東 遠 州	5	えんしゅうかけがわ 遠州掛川	2
10	えんしゅうかけがわ 遠州掛川	11	だいかけがわ 大 掛 川	3	だいかけがわ 大 掛 川	4	おおがけ 大 掛	2

（注） は、名称候補として提案した名称を示す。

協議第15号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 公共的団体等とは

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、文化協会、体育協会等の文化事業団体など、公共的活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよいとされている。

地方自治法第157条では、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」とされている。このことから、地方公共団体の長は、これら公共的団体相互間の総合調整を図るばかりでなく、当該地方公共団体における産業、経済、文化、社会の各事業活動において、行政と公共的団体等の間に適切な調和と協力が図られるよう、公共的団体等を指揮監督することができるものとされている。

このため、それぞれの旧市町の区域毎に同種の団体が設立されていたり、市町の事業に大きく関与しているものについては、合併市町村からも統合のための助言等を十分に行う必要がある。

#### 地方自治法（抄）

##### （公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿等を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3・4 略



## 2 公共的団体等の責務

合併特例法においては、いつまでも合併関係市町村単位で同種の公共的団体が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないことから、公共的団体等は統合整備を図るように努めなければならないとしている。

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（国、都道府県等の協力等）

第16条 1～6 略

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

### 調整方針

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

参考資料

1 主な公共的団体等の状況

分 類	掛 川 市	大 東 町
(1)シルバー人材センター	<p>団体名称 (社)掛川市シルバー人材センター</p> <p>設立年月日 昭和62年7月2日</p> <p>構成員等 理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事12人、監事2人、参与1人 会員634人</p> <p>活動内容 1 臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対するこれらの就業機会の確保及び提供 2 高齢者に対する臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等</p>	<p>団体名称 大東町シルバー人材センター</p> <p>設立年月日 昭和60年3月25日</p> <p>構成員等 理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人、監事2人 会員86人</p> <p>活動内容 1 臨時かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供 2 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等。また、その他目的を達成するために必要な事業</p>
(2)社会福祉協議会	<p>団体名称 掛川市社会福祉協議会</p> <p>設立年月日 昭和44年3月27日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長3人、常務理事1人、理事10人、監事2人、評議員40人、職員39名</p> <p>活動内容 1 福祉教育・広報・啓発事業の推進 2 ボランティア活動の推進 3 地域を基盤とした活動の充実 4 相談援助事業の充実 5 障害児・者等、課題を抱えた人に対する支援 6 高齢者・在宅介護支援事業の充実 7 社協の基盤強化</p>	<p>団体名称 大東町社会福祉協議会</p> <p>設立年月日 昭和56年3月11日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長1人、理事12人、監事2人、評議員25人、職員11人</p> <p>活動内容 1 調査研究企画広報等事業 2 地域福祉活動の推進 老人福祉事業、障害者福祉事業、児童福祉事業、暮らしを支える事業、歳末たすけあい援護事業 3 児童健全育成事業 中央児童館の運営 4 老人福祉センター運営事業 5 各種福祉団体育成</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>団体名称 大須賀町シルバー人材センター</p> <p>設立年月日 昭和56年7月17日</p> <p>構成員等 理事長1人、副理事長1人、理事3人、監事2人、職員2人 会員71人</p> <p>活動内容 1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供 2 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等。また、その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>シルバー人材センターについては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、市町村の区域ごとに1個に限り指定することができる」と規定されており、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">高齢者等の雇用の安定等に関する法律（抄） 第6章 シルバー人材センター等 第1節 シルバー人材センター （指定）</p> <p>第41条 都道府県知事は、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（略）に係るものの機会を確保し、及びこれらのものに対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人（略）であって、（途中略）その申請により、<u>市町村（略）の区域（略）ごとに一個に限り同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</u>以下 略</p> </div>
<p>団体名称 大須賀町社会福祉協議会</p> <p>設立年月日 昭和55年11月15日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長1人、理事5人、監事2人、評議員34人、職員8人</p> <p>活動内容 1 町民総参加による福祉の町づくり推進 2 地域福祉と在宅福祉サービス（在宅訪問・在宅福祉サービス・在宅介護講習会等） 3 援護活動（福祉総合相談、各相談所の運営、生活福祉資金の貸付、赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動等） 4 福祉教育の展開ボランティア活動の推進 5 福祉団体指導育成及び連絡調整等</p>	<p>社会福祉協議会は、地域住民が主体となり地域社会における社会福祉の問題を解決して、その改善を図ることを目的とする民間の自主的な組織である。「社会福祉法」において社会福祉協議会は1又は2以上の市町村に置かれることから、合併時に統合できるように調整に努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">社会福祉法（抄） （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）</p> <p>第109条 市町村社会福祉協議会は、<u>一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</u>以下 略</p> </div>

分類	掛川市	大東町
(3)商工会議所・商工会	<p>団体名称 掛川商工会議所</p> <p>設立年月日 昭和28年10月1日</p> <p>構成員等 会頭1人、副会頭3人、監事3人、常議員20人、専務理事1人 顧問4人、参与2人 会員数1,780（法人・団体928、個人852） 職員 19人</p> <p>活動内容 1 総合振興事業 2 経営改善普及事業（中小企業相談所） 3 商業事業 4 工業事業 5 特産事業 6 観光業事業 7 建設業事業 8 諸業事業 9 青年部事業 10 調査広報事業</p>	<p>団体名称 大東町商工会</p> <p>設立年月日 昭和35年8月25日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長2人、理事25人、監事2人 会員数614（法人・団体247、個人367） 職員 7人</p> <p>活動内容 1 総合振興事業 2 商業振興事業 3 工業振興事業 4 建設振興事業 5 観光サービス振興事業 6 金融対策振興事業 7 経営税務対策事業 8 労務対策事業 9 青年部事業 10 女性部事業</p>
(4)農業協同組合	<p>団体名称 掛川市農業協同組合</p> <p>設立年月日 昭和37年3月31日</p> <p>構成員等（掛川市） 組合長1人、専務1人、常務理事1人、理事14人、監事6人、組合員9,030人 職員 249人</p> <p>活動内容 1 営農販売事業（茶・耕種・園芸・畜産） 2 加工事業（緑茶加工） 3 購買事業（生産資材・店舗事業） 4 金融事業（貯金・融資） 5 共済事業（長短期共済） 6 緑農開発 7 組合員活動（部農会活動・女性部活動・青年部活動・高齢者福祉活動・農地保有合理化事業・年金税務労災広報事業）</p>	<p>団体名称 遠州夢咲農業協同組合</p> <p>設立年月日 平成4年3月1日</p> <p>構成員等（大東町・大須賀町・菊川町・小笠町・浜岡町） 組合長1人、専務1人、常務理事1人、理事25人、監事6人、組合員15,413人 職員 503人</p> <p>活動内容 1 営農事業（指導事業・販売事業） 2 茶業事業（茶業利用事業） 3 金融事業（貯金・融資） 4 共済事業（長期・年金共済・自動車等） 5 経済事業（肥料・農薬・飼料・一般資材・農機・保温資材等） 6 企画管理事業（改革・サービス向上等） 7 宅地等供給事業（住宅・アパート・リフォーム等）適切な相談機能</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>団体名称 大須賀町商工会</p> <p>設立年月日 昭和35年8月29日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長2人、理事20人、監事2人 会員数 417（法人・団体165、個人252） 職員7人</p> <p>活動内容 1 総合振興事業 2 商業振興事業 3 観光サービス業振興事業 4 工業振興事業 5 建設業振興事業 6 金融対策事業 7 福利厚生、労務対策事業 8 経営税務対策事業 9 青年部対策事業 10 女性部対策事業</p>	<p>商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則（商工会議所法8条、商工会法7条）となっている。市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の全区域とするため定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになる（商工会議所法8条の2、商工会法8条）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">商工会議所法（抄） （地区）</p> <p>第8条 商工会議所の地区は、市（略）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。</p> </div> <p>商工会については、商工会法に同様の規定がある。</p>
<p>団体名称 遠州夢咲農業協同組合</p> <p>設立年月日 平成4年3月1日</p> <p>構成員等（大東町・大須賀町・菊川町・小笠町・浜岡町） 組合長1人、専務1人、常務理事1人、理事25人、監事6人、組合員15,413人 職員503人</p> <p>活動内容 1 営農事業（指導事業・販売事業） 2 茶業事業（茶業利用事業） 3 金融事業（貯金・融資） 4 共済事業（長期・年金共済・自動車等） 5 経済事業（肥料・農薬・飼料・一般資材・農機・保温資材等） 6 企画管理事業（改革・サービス向上等） 7 宅地等供給事業（住宅・アパート・リフォーム等）適切な相談機能</p>	<p>農業協同組合は、農業協同組合法に基づき設立された法人であって、その設立、解散または合併にあたっては行政庁の認可を受けなければならないとされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">農業協同組合法（抄）</p> <p>第55条 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農業者が、農業協同組合連合会を設立するには、二以上の組合が発起人となることを必要とする。</p> <p>第59条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>第65条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。</p> <p>2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3～5 略</p> </div>

分 類	掛 川 市	大 東 町
(5)文化協会	<p>団体名称 掛川市文化協会</p> <p>設立年月日 昭和32年4月1日</p> <p>構成員等（掛川市内） 会長1人、副会長2人、事務局長1人、副事務局長1人、部長3人、副部長3人、常任理事7人、理事55人、監事2人 55団体 会員1,515人</p> <p>活動内容 1 郷土文化の保存及び文化財の保護 郷土研究部 2 市民文化の向上に関する事業の実施または後援 書道部、華道部、茶道部、俳句部、短歌部、盆栽水石部等の発表会の主催調整 市民芸術祭、舞台芸術祭、童謡唱歌フェスティバル、市民音楽祭等 3 加盟団体の強化と相互連絡及び協調 総会、理事会、先進地視察等</p>	<p>団体名称 大東町文化協会</p> <p>設立年月日 昭和48年7月2日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長3人、常任理事13人、理事91人、監事2人 91団体 会員1,264人</p> <p>活動内容 1 各グループへのレベルアップの援助と、グループ間相互の連帯を図る。 2 文化祭・各種発表会等の企画・実施・援助。 3 郷土文化の振興及び文化財の保護。 4 その他、町が実施するあらゆる文化行事への協力。 5 交流研修会、講演会、総会、理事会等の実施。 6 俳句、短歌、歴史、絵画等 計26部門</p>
(6)体育協会	<p>団体名称 掛川市体育協会（特定非営利活動法人）</p> <p>設立年月日 平成14年3月27日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長6人、専務理事1人、理事8人、監事2人、22団体</p> <p>活動内容 1 体育・スポーツに関する大会及び講習会等の開催 ・市民一人一スポーツフェスティバル ・駅伝競走大会 ・武道大会 ・静岡県市町村対抗駅伝競走大会 他 2 体育・スポーツ指導・奨励及び競技力向上 3 体育・スポーツに関する功労者等の表彰 4 体育団体等の育成強化及び連絡調整 5 収益事業（物品販売）</p>	<p>団体名称 大東町体育協会</p> <p>設立年月日 昭和57年4月1日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長3人、理事19人、評議員19人、監事2人、17団体</p> <p>活動内容 1 各種体育・運動に関する大会の開催 2 保健体育に関する講演会並びに講習会の開催 3 スポーツ団体の育成 4 優良団体並びに功労者の表彰 5 その他本会の目的達成に必要な事業</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>団体名称 大須賀町文化協会</p> <p>設立年月日 昭和46年4月1日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長2人、書記1人、会計1人、監事2人、理事28人</p> <p>35団体 会員784人</p> <p>活動内容 1 各種連盟及び団体の事業計画並びに経過等の連絡協調。 2 文化祭（舞台発表、展示発表）、講演会、研究会等の開催。 3 社会教育活動に進んで参加し、社会教育に関する事業の共催、後援者となる。 4 その他目的達成のための必要事項。</p>	<p>1市2町における文化協会の構成は、全体で181団体、会員数3,563人を抱える。</p> <p>文化協会については、合併後の新市の一体性の確保等から統合されるべきものであるが、先進事例でもこれまでの活動経過または会員の高齢化等から統合はしたものの旧市町村単位で支部が設けられ、活動自体は支部中心で継続されている場合がある。このため、新市としても本来の統合のため助言などを十分に行う必要がある。</p> <p>実際、合併後統合した各団体からは、「規模が大きくなって活動の幅が広がり、元気が出た」等の声が多い。</p>
<p>団体名称 大須賀町体育協会</p> <p>設立年月日 昭和31年4月1日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長2人、会計・書記2人、常任理事6人、理事16人、評議委員11人、監事2人、17団体</p> <p>活動内容 1 各種体育運動の大会開催。 2 町民大会(野球、ソフトボール、バレーボール、卓球、剣道、ゲートボール、マレットゴルフ)の開催 3 市町村対抗駅伝競走大会への協力 4 町内駅伝競走大会への協力 5 ロードレース大会への協力 6 保健体育に関する講演会及び講習会開催 7 保健体育に関する施設整備の拡充。 8 本会目的のため必要な諸事業</p>	<p>1市2町における体育協会の構成団体は、全体で56団体を擁している。</p> <p>体育協会については、合併後の新市の一体性の確保等から統合されるべきものであり、新市としても統合のための助言などを十分に行う必要がある。</p> <p>実際、統合により各種スポーツ大会が盛大に行われるなど、合併後の人事交流が広く行われ、新市の建設に寄与する部分は非常に大きい。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
(7)観光協会	<p>団体名称 掛川観光協会</p> <p>設立年月日 昭和30年5月24日</p> <p>構成員等 顧問3人、会長1人、副会長3人、専務理事1人、理事19人、監事2人、会員212人</p> <p>活動内容 1 観光資源の調査研究、保存並びに開発 2 観光施設の整備計画及び促進 3 観光地及び地方物産の宣伝、紹介 4 観光文化に関する刊行物の発刊 5 観光事業に関する情報の収集 6 観光産業の育成及び振興 7 各種観光行事の開催と協賛 8 その他、本会の目的達成に必要な事業</p>	<p>団体名称 大東町観光協会</p> <p>設立年月日 平成8年12月17日</p> <p>構成員等 会長1人、副会長2人、理事11人、監事2人、会員48人</p> <p>活動内容 1 大型観光キャンペーン 2 物産交流事業（高天神例大祭 他） 3 エンジョイウォーク 4 砂の祭典 5 鳥居の設置 6 大浜公園桜祭り 7 観光メロン狩り</p>
(8)文化振興財団	<p>団体名称 (財)掛川市生涯学習事業団</p> <p>設立年月日 平成7年3月31日</p> <p>構成員等 理事長1人、常務理事1人、理事10人、監事10人、評議員10人 職員22人（正7人、嘱託15人）</p> <p>活動内容 次の施設の管理運営を実施する 1 掛川市生涯学習センター 2 掛川市駅南学習センター美感ホール 3 いこいの広場 4 安養寺運動公園 5 掛川城及び掛川城御殿 6 二の丸茶室</p>	<p>団体名称 (財)大東町振興公社</p> <p>設立年月日 平成10年4月1日</p> <p>構成員等 理事長1人、副理事長1人、理事7人、監事2人、評議員11人 職員23人（町3人、正8人、準10人、大学派遣2人）</p> <p>活動内容 次の施設の管理運営を実施する 1 大東町文化会館「シオーネ」 2 大東町健康ふれあい館「シートピア」 3 「吉岡彌生記念館」 4 「町民体育館」「南町民体育館」 5 「町民プール」 6 「総合運動場」「北運動場」</p>



大 須 賀 町	備 考
<p>団体名称 大須賀町観光協会</p> <p>設立年月日 昭和37年5月9日</p> <p>構成員等 顧問4人、会長1人、副会長2人、理事13人、監事2人、会員73人</p> <p>活動内容 1 三熊野神社大祭関係 仮設トイレの設置・ポスター展の開催・新おまつり写真コンテスト・交流会・大祭ポスターの作成・チラシの作成・キャンペーン他 2 遠州横須賀凧揚げまつり関係 3 へら鮎釣り関係 4 パンフレット作成 5 視察研修 6 その他観光PR</p>	<p>1市2町における観光協会の会員数は、全体で333人（法人・団体・個人を含む。）を擁している。</p> <p>観光協会については、合併後の新市の一体性の確保、新市全体の観光・物産の振興をより積極的に図る観点から、統合に向け調整を図るべきであり、新市としても統合のため助言などを十分に行う必要がある。</p> <p>統合により、これまで別々に行われてきた観光事業や物産PRが総合的に幅広く、且つ効果的に行うことが可能となったり、新市内の観光拠点が太く結ばれ、より大きな効果が期待できる。</p>
	<p>掛川市生涯学習事業団及び大東町振興公社は、ともに地域文化の振興、健康づくりの推進を目的とし、公共施設の効率的な管理運営及び文化・体育に関する各種事業を行うため、財団法人として設立された団体である。</p> <p>管理施設、事業内容に違いがあるものの、双方ともその目的、活動内容に大きな違いがないことから、合併に伴い再編成されることが望まれるところである。</p> <p>【財団法人】</p> <p>財団法人は、一定の目的の下に拠出され、結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体である。</p> <p>なお、これら財団法人は一般的に民法第34条の規定により設立された公益法人であるが、その設立には、次に掲げる事項を満たすことが必要である。</p> <p>(1) 公益に関する事業を行うこと。 (2) 営利を目的としないこと。 (3) 主務官庁の許可を得ること。</p> <p>一つの市町村内に類似の事業を行う公益法人が存在する場合は、統合されることが望ましいとされている。</p>

## 2 先進事例

都道府県 市町村名	合併市町村の概要		調 整 方 針
山口県 周南市	合併年月日	平成15年4月21日	公共的団体当等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市2町	
	人口	約157千人	
静岡県 静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市	
	人口	約706千人	
福岡県 宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。 1. 両市町共通の団体については、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。 2. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。 3. 両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	1市1町	
	人口	約93千人	
岐阜県 山県市	合併年月日	平成15年4月1日	公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編に努めるものとする。 (1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2町1村	
	人口	約31千人	
山梨県 南アルプス市	合併年月日	平成15年4月1日	公共的団体の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合開放式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含め統合を図る。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	4町2村	
	人口	約71千人	

協議第16号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 補助金について

補助金とは、一般的に特定の事業、研究等を育成、助長するため地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。

地方自治法（抄）  
（寄附又は補助）  
第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄付又は補助をすることができる。

### 2 交付金について

交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、一方的に交付されるものをいう。

### 3 協議の必要性

補助金、交付金等については、団体や事業の特性等により交付条件が異なっているため、協議会では、その取扱いについて協議する必要がある。

特に補助金については、交付対象、交付額等が補助金交付要綱等で1市2町ごとに定められており、同一又は同種の補助金であってもその内容が異なっていることもあることから、一体性の確保や行財政改革の観点からも制度の統一に向け協議が必要となる。また、1市2町独自で実施している補助金・交付金についても交付の経緯、実績を踏まえつつ、新市全体の均衡を考慮した上で調整を行う必要がある。

1市2町における主な補助金、交付金等の内訳（平成15年度当初予算書から）

分類	同一又は同種の補助金等	1市2町それぞれ独自の補助金等				計
		掛川市	大東町	大須賀町	小計	
企画部門	2	3	9	2	14	16
総務部門	4	1	2	1	4	8
生活環境部門	16	12	8	3	23	39
健康福祉部門	28	15	7	2	24	52
産業経済部門	30	36	20	13	69	99
都市建設部門	7	7	3	4	14	21
教育文化部門	14	25	17	9	51	65
議会等部門	1	2	0	0	2	3
計	102	101	66	34	201	303

## 調整方針

補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来 of 経緯、実績等に配慮し、次のとおり調整するものとする。

なお、整理統合ができる補助金等については、統合又は廃止するよう調整するものとする。

- (1) 同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。
- (2) 1市2町それぞれ独自の補助金等については、従来からの実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。

参考資料

1 1市2町における主な補助金、交付金等

(平成15年度当初予算書から)

分類	掛川市	大東町	大須賀町
企画	NPO総合支援助成金		
		電気のふるさとじまん市補助金	
		女性リーダー交流事業補助金	
		ジュニア大使交流事業補助金	
		その他交流事業補助金	
		同名市町交流事業補助金	
	掛川国際都市友好協会補助金	国際交流事業補助金	国際交流協会交付金
	ロロマロッジ管理交付金		
	中高大学生オレゴン農場研修事業補助金		
		女性政策推進委員会補助金	
		地区女性の会補助金	
			男女が共に創る地域活動支援事業補助金
	職員互助会交付金	職員親睦会補助金	職員厚生費補助金
			臨時職員検診費補助金
		女子職員被服費補助金	
	年金者連盟補助金		
総務	細部基準点測量補助金		
	掛川個人青色申告会掛川支部補助金	掛川個人青色申告会大東支部補助金	掛川個人青色申告会大須賀支部交付金
		遠州夢咲農協大城農業青年青色申告会補助金	遠州夢咲農協大城農業青年青色申告会交付金
	掛川法人会事業補助金	掛川法人会大東支部補助金	掛川法人会大須賀支部交付金
	たばこ税確保対策事業補助金	たばこ小売人組合補助金	たばこ販売推進協議会補助金
			土地家屋調査士会補助金
		佐束公民館運営費交付金	
	佐束財産区原野委員会交付金		
生活環境	区長会連合会運営費補助金	区長会研修費補助金	自治連合会交付金
	区長会連合会生涯学習パート 推進費補助金		
	地区区長会活動助成金		自治連合会特別交付金
	区長会事務取扱交付金	地区振興費補助金	自治振興活動費交付金
	コミュニティ施設整備事業費補助金	地区集会施設整備事業費補助金	地区集会施設整備事業費補助金
	防犯灯設置地区補助金		
	自治区まちづくり推進モデル事業補助金		地域夢づくり事業補助金
			祢里新築整備事業補助金
		区費補填費補助金	地域振興費交付金
		ふるさと啓発事業補助金	
		地域活性化事業補助金	

分類	掛川市	大東町	大須賀町	
生活環境		自衛隊父兄会補助金		
			新春の集い実行委員会補助金	
	掛川市消費者協会補助金	大東町消費者の会補助金	大須賀町消費生活研究会補助金	
	交通安全地域活動推進費補助金	交通安全協会大東分会補助金	大須賀町交通安全連合会補助金	
	交通指導員会補助金		民間交通指導隊交付金	
	暴力団追放運動補助金			
		自転車商組合点検補助金		
	掛川市市町村自主運行バス事業費補助金			
	天竜浜名湖線利用環境向上事業補助金			
	霊柩車利用助成金			
	総合健康診断助成金	日帰り人間ドック助成金		
		20代30代ミニドック助成金		
			国保運営協議会研修補助金	
	自主防災組織資機材等補助金	自主防災資機材補助金		
	分団運営費補助金	消防団互助会運営補助金	消防団活性化補助金	
	消防団役員研修会補助金			
	生ごみ堆肥化容器購入補助金	生ごみ処理機購入費補助金	ごみ減量化対策事業費補助金	
		ごみ減量化対策推進協議会補助金		
	資源化物回収活動交付金	古紙等資源集団回収奨励金		
		分別収集活動の促進に係る奨励金		
	ごみ集積所設置補助金			
	環境基本計画実践活動補助金			
	住宅用太陽光発電システム設置補助金			
	満水地区新清掃センター対策協議会補助金			
		大東地区環境保全推進協議会補助金		
	掛川畜犬愛護会補助金		大須賀町畜犬愛護会交付金	
	掛川市食品衛生協会補助金	大東町食品衛生協会補助金	大須賀町衛生協会交付金	
	地域下水清掃運搬車両借上補助金			
	健康福祉	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金
		単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ運営費補助金
		はつらつ長寿社会づくり総合推進事業費補助金	高齢者相互支援推進啓発事業交付金	
			大須賀社会福祉事業会補助金	
		大東町福祉会補助金	特別養護老人ホームおおすか苑補助金	
シルバー人材センター事業費補助金		シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター運営費補助金	
シルバー人材センター介護サービス事業費補助金				
乳幼児保育事業費補助金		乳幼児保育事業費補助金	乳幼児保育事業費補助金	
外国人保育事業費補助金		外国人保育事業費補助金	外国人保育事業費補助金	

分類	掛川市	大東町	大須賀町
健康福祉	延長保育促進事業費補助金	延長保育促進事業費補助金	延長保育促進事業費補助金
	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業費補助金
	一時保育促進基盤整備事業費補助金	一時保育促進基盤整備事業費補助金	一時保育促進基盤整備事業費補助金
	乳児保育促進等事業費補助金	乳児保育促進等事業費補助金	乳児保育促進等事業費補助金
	障害児保育対策事業費補助金	障害児保育対策事業費補助金	障害児保育対策事業費補助金
	ブランコの会補助金		
	地域子育て支援センター事業費補助金	子育て支援センター運営費補助金	
	児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金		
	母親クラブ育成事業補助金	母親クラブ補助金	母親クラブ育成活動費補助金
	母子福祉会補助金		
	身体障害者相談員協議会補助金	心身障害者相談員活動費補助金	
	掛川市手話通訳団研修費補助金		
	手をつなぐ育成会補助金		
	掛川市身体障害者福祉協会補助金		
	あいあい学園運営費補助金		
	掛川芙蓉会心身障害者在宅支援事業運営費補助金		
	精神障害者共同作業所運営費補助金	掛川小笠精神障害者作業所運営費補助金	
	ひまわり会補助金	掛川小笠精神障害者施設運営費補助金（ひまわり会補助金）	ひまわり会交付金
	精神障害支援事業補助金		
	精神障害者訪問介護員派遣事業補助金	精神障害者居宅介護等事業補助金	精神障害者ホームヘルプ事業補助金
	精神障害者短期入所事業補助金	精神障害者短期入所事業補助金	精神障害者ショートステイ事業補助金
	精神障害者地域生活援助事業補助金	精神障害者地域生活支援事業補助金	精神障害者グループホーム事業補助金
	民生委員児童委員協議会補助金	民生委員協議会補助金	民生児童委員協議会交付金
		同和事業各種学校等修学奨励費補助金	
		人権・同和啓発地区補助金	
		掛川人権擁護委員協議会運営補助金	
		小笠地区人権擁護委員研究会補助金	
		小笠地区人権擁護委員研究会視察研修費補助金	
	遺族会補助金		遺族会交付金
	保護司会補助金	保護司会補助金	保護司会交付金
		更生保護婦人会補助金	
	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会交付金
原田地区通院車運営委員会補助金			
東山口一期会福祉バス運営補助金			



分類	掛川市	大東町	大須賀町
健康福祉	介護支援専門員連絡協議会補助金		
	社会福祉法人利用者負担金軽減措置事業補助金	介護サービス利用者負担額減免制度補助金	介護保険利用者減免補助金
	食生活推進事業補助金		健康づくり食生活推進協議会交付金
		地区健康づくり補助金	
			保健委員会交付金
	小笠医師会補助金	小笠医師会補助金	
	歯科医師会補助金	歯科医師会補助金	
	在宅歯科診療支援事業補助金		
	小笠掛川保健・福祉・医療研究会補助金		
	産業経済	商工業事業活動費補助金（掛川商工会議所補金）	大東町商工会運営費補助金
		小規模事業者活性化事業補助金	
		既存商店街活性化事業補助金	商工会事業費補助金
商工金融（掛川市小口資金利子補給金）		商工金融（大東町小口資金利子補給金）	商工金融（大須賀町小口資金利子補給金）
商工金融（掛川市短期経営改善資金利子補給金）			商工金融（大須賀町短期経営改善資金利子補給金）
			小口資金・短期経営改善資金事務補助金
		大東町商工業振興資金利子補給	大須賀町商工業振興資金利子補給
ザ・朝市「遠州春一番」補助金（掛川青年会所）		掛川青年会議所補助金	
		大東町企業立地促進事業費補助金	
中小企業相談所運営補助金			
市街地活性化補助金			
商店街環境整備補助金			
いきいき商店街づくり事業費補助金			
鈴鹿8耐市民応援バス補助金			
			消費生活研究会交付金
			消費生活研究会時事問題対策交付金
掛川茶振興協会補助金			
		天龍社織物工業協同組合運営費補助金	天龍社織物工業協同組合補助金
地場産品振興対策補助金			
（財）小笠掛川勤労者福祉サービスセンター 理運営費補助金			
労働者福祉協議会補助金		小笠地区労働者福祉協議会助成金	小笠地区労働者福祉協議会助成金
小笠高等職業訓練校補助金			
労働福祉対策事業補助金			
掛川観光協会補助金		大東町観光協会補助金	大須賀町観光協会交付金
			大須賀町観光協会（特別）交付金

分類	掛川市	大東町	大須賀町
産業経済			江戸天下祭参加実行委員会補助金
	温泉組合事業補助金		
		健康ふれあい館利用促進補助金	
	東海道日坂かご駅伝補助金	大東遠州灘砂の祭典補助金	遠州横須賀ちっちゃな文化展事業費補助金
	掛川戦国城下市開催事業補助金	大東エンジョイウォーク補助金	
		大型観光キャンペーン補助金	
	農業共済地域対応強化対策事業補助金		中東遠農業共済組補助金
	有害獣被害防止対策事業補助金		
	茶園機械化農業近代化資金利子補給金		
	農業経営基盤強化資金利子助成金	経営基盤強化資金利子助成金	経営基盤強化資金利子助成金
	営農改良資金利子補給金		
	農業近代化資金利子補給金		
			大須賀町営農機械等導入支援事業補助金
	農地利用集積奨励金	農地利用集積奨励金	農地利用集積奨励金
	中山間地域等直接支払事業交付金		
	自立経営農家振興会補助金	自立経営農業育成事業補助金	自立経営農業振興会補助金
		温室組合補助金	温室農協補助金
		水稲大型専作農家育成補助金	
		オペレーター協会補助金	
		大城茶業委員会補助金	大城地区茶業委員会補助金
			大須賀町茶業協会補助金
		夢咲茶業振興協議会補助金	夢咲茶業振興協議会補助金
		町漁業組合事業補助金	
		小型動力船組合補助金	
	川・池・魚を愛する事業補助金		
		やる気塾推進費補助金	
		農業生産振興補助金	
	オレゴン農場派遣事業補助金		
	ブランドニッポン農産物供給体制確立事業補助金		
	資源循環型農業推進総合対策事業費補助金		
	施設園芸用廃棄ビニール処理費補助金	廃棄ビニール処理補助金	廃棄ビニール処理補助金
	東遠青果流通センター振興補助金		
	生産調整推進対策事業補助金	生産調整推進対策補助金	団地転作促進事業交付金
		水田大豆生産拡大支援事業補助金	
	麦・大豆産地システム化推進事業補助金	需要増進型稲作推進事業費補助金	
	水田農業支援事業補助金	水田農業支援事業補助金	
		国内農業生産流通体制整備強化対策事業費補助金	

分類	掛川市	大東町	大須賀町
産業経済	果樹園芸振興対策事業補助金	花卉園芸組合補助金	
	環境保全モデル園設置補助金	環境保全茶栽培研究事業補助金	環境保全茶栽培研究事業補助金
	全国茶品評会出品対策事業補助金		
	茶園管理機械化事業補助金		
	総合的園地再編整備事業費補助金		
		製茶工場施設補助	
	畜産公害対策事業補助金		
		畜産環境講習会補助金	
		家畜防疫対策費補助金	畜舎一斉消毒補助金
	死亡獣畜処理輸送費助成金	へい獣処理補助金	死亡獣畜収集運搬処理補助金
	牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策資金 利子補給金		
	畜産振興対策事業補助金		
		家畜共進会補助金	
		小笠酪農補助金	
	道の駅運営研究会補助金		
		農作業職業紹介補助金	農作業無料職業紹介事業補助金
		小笠地区受精卵移植協議会補助金	
		生産調整集落推進補助金	
		遊休農地解消事業補助金	
		トマト選果場施設整備補助金	
			農業委員会研修補助金
			農畜産物出荷貯蔵施設補助金
	地区土地改良区助成金	地区土地改良区補助金	地区土地改良区補助金
		大浜土地改良区借入償還金補助金	
	牧之原畑地帯総合整備土地改良区 助成金		
		畑作営農振興費補助金	畑かん施設組合連合会補助金
	農村環境整備推進協議会助成金		
			西部農業施設管理組合補助金
			小笠山みどりの少年団補助金
	林業青年団体活動事業補助金		
	椎茸生産研究団体育成事業補助金		
	造林事業補助金		造林事業補助金
	林業近代化資金利子補給金		
山林労務者対策事業補助金			
みどりの資源総合支援事業補助金			
流域公益保全林整備事業補助金			
	有害鳥獣駆除補助金		
都市建設	第二東名高架下公園研究会補助金		
	第二東名PA整備協議会補助金		
	駅前東街区市街地再開発準備組合 補助金		

分類	掛川市	大東町	大須賀町	
都市建設	駅前東街区市街地再開発事業費補助金			
			釜ヶ谷土地区画整理組合補助金	
		コミュニティ緑化推進事業補助金		
	生垣等設置補助金	住宅用生垣設置費補助金	緑化推進事業補助金	
	花の会補助金	大東グリーンクラブ補助金	花の会補助金	
	ブロック塀等耐震改修事業費補助金	ブロック塀等耐震改修事業補助金	ブロック塀等撤去事業補助金	
	既存建築物耐震性向上事業費補助金	既存建築物耐震性向上事業費補助金	既存建築物耐震診断補助事業補助金	
	木造住宅耐震補強計画策定補助事業補助金			
	木造住宅耐震補強補助事業費補助金	木造住宅耐震補強工事補助金	TOUKAI-0 木造住宅耐震補強補助金	
			まちなみデザイン推進事業補助金	
		千浜町営住宅協力費補助金		
			字町等公営駐車場設置費補助金	
			河川愛護会交付金	
		下水道事業加入促進補助金		
	農業集落排水事業水質浄化推進事業補助金			
	宅内排水設備工事資金利子補給金	宅内排水設備工事融資斡旋（利子補給）		
	浄化槽雨水貯溜施設転用費補助金			
	合併処理浄化槽設置事業費補助金	合併処理浄化槽設置事業費補助金	合併処理浄化槽設置事業費補助金	
	教育文化	総合的な学習研究等推進事業補助金（小学校、中学校）		
		指定教育研究交付金（幼稚園、小学校、中学校）	教育研究事業補助金（幼稚園、小学校、中学校）	学校給食連携推進事業交付金（幼稚園、小学校、中学校）
		学力向上対策助成金（小学校、中学校）		
教育推進事業補助金（小学校、中学校）				
みどりの学習補助金（小学校）				
学校農園教材実習園運営補助金（小学校）				
中学校体育大会等補助金				
東海大会及び全国大会出場補助金（中学校）		県外競技参加補助金	中体連大会出場補助金	
保・幼・小・中一貫教育推進補助金				
		教職員県外研修補助金（小学校、中学校）		
		リーダー研修事業補助金		
		生徒進路指導費補助金	進学就職特別指導等補助金	
			宿泊訓練指導補助金	
			心の教室相談員設置事業交付金	
	音楽会補助金			

分類	掛川市	大東町	大須賀町
教育文化	私立幼稚園運営費交付金		
	美登里幼稚園園舎建築資金利子補給金		
	私立幼稚園就園奨励費補助		
			給食センター職員健康診断助成金
	生涯学習各種補助金		
	生活学校活動補助金	大東町生活学校補助金	
			若つつじ会補助金
		生涯学習実践活動補助金	
		青少年健全育成地区懇談会補助金	
	子ども会連合会補助金		
	P T A 連絡会補助金	P T A 連絡協議会補助金	大須賀町 P T A 連絡協議会補助金
		P T A 連絡会補助金	
	青少年健全育成事業補助金（ボーイスカウト、ガールスカウト）		
	高校通信制課程掛川学習会補助金		
	どろんこ村事業費補助金		
	青少年指導者養成事業補助金（青年の船）	県青年の船補助金	青年の船参加補助金
	青少年指導者養成事業補助金（コースウイング）	世界貢献ボランティア交流事業補助金	
		郷土の偉人顕彰事業補助金（日中友好使節団補助金）	
		大東町出身高校生生徒父母の会補助金	大須賀町高校生保護者連絡会補助金
		中学生徒父母の会補助金	
		共同生活体験事業（仲よし学校）開設補助金	
	文化協会補助金	文化協会育成活動補助金	大須賀町文化協会交付金
	かけがわ第九を歌おう会補助金		
	掛川少年少女合唱団活動補助金		
		大東吹奏楽団補助金	
		郷土芸能活動補助金	
	生涯学習事業団自主事業補助金	文化振興事業補助金（公社自主事業）	
		振興公社運営費補助金	
		健康づくり事業補助（公社（記念館）自主事業）	
			全国高校総合文化祭出場補助金
	地域生涯学習センター運営費補助金		
	地域生涯学習センター連絡協議会補助金		
	小笠掛川マラソン大会補助金		
	体育協会補助金	体育協会交付金	
		字町スポーツ振興交付金	
		各種大会補助金	

分類	掛川市	大東町	大須賀町
教育文化			チャレンジデー実行委員会補助金
	掛川市海洋クラブ補助金		
		大東町スポーツ少年団補助金	
	小笠山運動公園使用補助金		
		地区グラウンドゴルフ場整備事業補助金	
	スポーツ大会出場補助金		
		地区スポーツ大会開設補助金	
		少年の船参加補助金	少年の船補助金
	無形文化財保存伝承事業補助金	無形文化財保存補助事業	三社ばやし保存会交付金
	平塚古墳保存会補助金		地固め舞と田遊び保存会交付金
			無形民族文化財修理事業補助金
	松尾町テレビ共同受信組合補助金		
	大日本報徳社建造物群修復推進事業補助金		
	大日本報徳社大講堂修復事業補助金		
議会	政務調査交付金		政務調査費補助金
	議員海外研修補助金		
	4期目議員海外研修補助金		

2 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	<p>補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面は、次のように扱う。</p> <p>両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実情を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	約177千人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	<p>補助金、交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向性で調整する。</p> <p>各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	約158千人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>補助金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来からの経緯、実績等に配慮し、次の区分に応じて、調整するものとする。</p> <p>両市で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。</p> <p>両市それぞれの独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	約707千人	
岐阜県	山県市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。</p> <p>3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向性で調整する。</p> <p>独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2町1村	
		人口	約31千人	
福岡県	宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>2市町の補助金については、過去の経緯、実情を踏まえつつ、その必要性や内容を検討したうえで、新市において調整を行う。</p> <p>2市町における同一又は同種の補助金制度については、原則として統合を図るものとし、新市の発足前に事前調整を図る。</p> <p>2市町における独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら、その必要性や内容を検討する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市1町	
		人口	約93千人	





協議第17号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 自治体における電算システムの位置付け

自治体においては、住民記録処理、税処理、各種証明をはじめ非常に多くの業務が電算システムを利用して行われている。電算システムの障害は、住民サービスに大きな支障をきたすことから、安全性・信頼性を優先したシステムの構築の基に各種の自治体業務が処理されている。

### 2 電算システムの分類

自治体における電算システムは、大きく次の3区分に分類される。

#### (1) 住民情報系システム

住民記録、税、年金、地図情報などのように住民の基本的なデータを用いて処理されるシステムである。各業務毎にソフトウェアは独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民記録を基盤にして処理せざるをえないため、住民記録システムとの関連性が大きい。

#### (2) 行政情報系システム

財務会計、人事・給与、グループウェアのように、内部の事務処理や情報伝達等を行うためのもので、住民情報と直接には関連しないシステムである。

#### (3) 地域情報系システム

学校間ネットワーク、地域公共施設間ネットワーク、図書館予約ネットワークのように、地域の情報をやりとりするためのネットワークシステムである。

### 3 1市2町の電算処理の現況

	掛川市	大東町	大須賀町
人 口	80,217人	21,791人	12,320人
住民情報系システム	自庁処理 主に汎用機処理	自庁処理 主にC/S処理	自庁処理 主にC/S処理
行政情報系システム	自庁処理 主にC/S処理	自庁処理 主にC/S処理	自庁処理 主にC/S処理
地域情報系システム (ネットワーク)	学校間ネットワーク 地域公共施設間ネットワーク 図書館予約ネットワーク	該当なし	該当なし
管理内容等	システム企画・設計・開発、 庁内業務の管理、地域情報化 推進	グループウェア管 理、庁内調整	グループウェア管 理、庁内調整

汎用機処理は、大型コンピューターで一般的には多数の業務システムを1台で処理する。

C/S(クライアント・サーバー)処理は、各業務システム毎に小型コンピューターを用い、連携させて処理する。

#### 4 統合の必要性

住民情報系システム及び行政情報系システムは、住民サービスや行政事務を行う基盤となるものであり新市全体に関係する。このようなシステムについては、各市町のシステムが独立した状態では一元的な処理ができないため統合する必要がある。

また、地域情報系ネットワークのように独立して運用が可能なネットワークについても、新市の住民が共通して情報を広く利用できるべきであるといった観点から、ネットワークシステムの拡張が必要である。

#### 5 システムの統合方法

システムの統合に当たっては各種の方法があるが、既に事務所の取扱いについて本庁・支所方式が確認されていることから、管理上の安全性、信頼性及び管理コストの抑制といった点から主要なシステムについては、本庁で統合管理されるべきである。

各業務システムの統合については、現在の処理内容を考慮しながら、統合の費用、システムの更新時期、システム構築に要する期間等様々な条件に基づき、次の方式により検討する必要がある。

##### (1) 新規システムの開発

最新技術を用い新市にとって理想的なシステムを構築できるが、開発期間が長期に及ぶ点、開発費用が増大する点及び試験運用期間を十分に設けないと信頼性に問題が生ずる点について留意する必要がある。ただし、システム設計が古いなどの理由でシステム改修による対応が難しい場合については、新規システムを開発せざるをえない。

##### (2) 1市2町の既存システムの活用

1市2町のいずれかのシステムを改修して活用するため、開発費用、開発期間が圧縮できるとともに、システムの信頼性がある。ただし、同等のシステムが2以上存在する場合は、システムの選定方法を十分検討する必要がある。

### 調整方針

電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統合するものとする。ただし、地域情報系システムについては、合併後早期に整備するものとする。

参考資料

1 1市2町の電算処理の状況

(1) 住民情報系システム

ア 1市2町全てで処理を行っておりシステムが同一のもの

		掛川市		大東町		大須賀町	
		システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数
1	住民基本台帳ネット ワーク	C / S	80,000人	C / S	22,645人	C / S	12,295人
		L A S D E C		L A S D E C		L A S D E C	
2	確定申告受付	パソコン	-	パソコン	-	パソコン	-
		静岡NEC		静岡NEC		静岡NEC	
3	介護認定処理	C / S	-	C / S	-	C / S	-
		NEC		NEC		NEC	

イ 1市2町全てで処理を行っているがシステムが異なるもの

		掛川市		大東町		大須賀町		
		システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数	
1	住民記録管理	汎用機	153,500人	C / S	31,912人	C / S	19,925人	
		NEC		NEC		NEC		
2	住民税処理	汎用機	60,000人	C / S	11,000人	C / S	4,485人	
		NEC		NEC		NEC		
3	固定資産税 処理	土地	汎用機	252,000筆	C / S	56,768筆	C / S	41,073筆
		家屋	NEC	46,500棟	NEC	15,258棟	NEC	9,530棟
4	口座管理	汎用機	-	C / S	-	C / S	-	
		NEC		NEC		NEC		
5	税証明発行	汎用機	-	C / S	-	C / S	-	
		NEC (一部独自)		NEC		NEC		
6	印鑑登録・証明業務	汎用機	48,180人	C / S	12,447人	C / S	17,047人	
		NEC		NEC		NEC		
7	国民年金業務	汎用機	50,000人	C / S	4,547人	C / S	4,940人	
		NEC		NEC		NEC		
8	軽自動車税処理	汎用機	20,000台	C / S	9,500台	C / S	5,327台	
		独自		NEC		NEC		
9	税等収納処理	汎用機	-	C / S	-	C / S	-	
		独自		NEC		NEC		
10	選挙人名簿	汎用機	63,300人	C / S	16,457人	C / S	10,000人	
		独自		NEC		NEC		
11	国保加入者処理	汎用機	-	C / S	-	C / S	-	
		独自		NEC		NEC		
12	老人医療受給者管理	汎用機	10,800人	C / S	3,187人	C / S	1,990人	
		独自		NEC		NEC		

		掛川市		大東町		大須賀町	
		システム	処理対象	システム	処理対象	システム	処理対象
		ソフトウェア	件数	ソフトウェア	件数	ソフトウェア	件数
13	医療費助成金受給者証発行	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	NEC	-	NEC	-
14	幼稚園関係処理	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	NEC	-	NEC	-
15	小中学校入学者名簿	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	NEC	-	NEC	-
16	学齢簿発行	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	NEC	-	NEC	-
17	成人式名簿	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	NEC	-	NEC	-
18	水道料処理	汎用機	32,000件	C / S	7,088件	C / S	3,915件
		独自		NEC		NEC	
19	国保税処理	汎用機	13,100人	C / S	8,000人	C / S	5,038人
		独自		NEC		NEC	
20	介護保険業務	汎用機	17,800人	C / S	594人	C / S	349人
		独自		富士通		富士通	
21	乳幼児健診管理	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	富士通	-	富士通	-
22	就学児童健康診断管理	汎用機		C / S		C / S	
		独自	-	富士通	-	富士通	-
23	外国人登録業務	汎用機	4,728人	C / S	5,038人	C / S	1,670人
		NEC		NEC		NEC	
24	大井川用水分担金処理	汎用機 + パソコン	1,700件	パソコン	1,980件	パソコン	998件
		独自		フジヤマ		フジヤマ	
25	不在者投票受付	パソコン		パソコン		パソコン	
		行政システム	-	独自	-	独自	-
26	法人住民税処理	パソコン	2,000	C / S	406	C / S	268
		T K C	事業所	NEC	事業所	NEC	事業所
27	家屋評価計算	C / S		C / S		パソコン	
		浜名湖頭脳センター	-	パスコ	-	リコー	-
28	保育所保育料処理	パソコン		C / S		C / S	
		日本システムブレイズ	-	NEC	-	NEC	-
29	児童手当、児童扶養手当業務	パソコン		C / S		C / S	
		S I C	-	NEC	-	NEC	-
30	農家台帳管理	パソコン		パソコン		パソコン	
		H I C	-	フジヤマ	-	フジヤマ	-
31	健康情報管理	オフコン		C / S		C / S	
		フューチャーイン静岡	-	富士通	-	富士通	-
32	重度障害者福祉、 重度医療業務	パソコン		C / S		C / S	
		独自	-	NEC	-	NEC	-

ウ 1市2町のいずれかの市町が処理しているもの

		掛川市		大東町		大須賀町	
		システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数
1	住宅資金貸付業務	汎用機 ----- 独自	-	パソコン ----- 独自	-	-	-
2	汚水処理施設使用料 処理	汎用機 ----- 独自	700件	-	-	-	-
3	道路河川占用料処理	汎用機 ----- 独自	550件	-	-	-	-
4	市・町営住宅管理	汎用機 ----- 独自	380件	C / S ----- N E C	101件	-	-
5	各種統計資料発行	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
6	福祉各種措置費処理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
7	各種手当所得調査 処理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
8	富士見台霊園清掃料 処理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
9	駅北区画整理分担金 処理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
10	市有地異動管理処理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
11	市営駐車場管理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
12	共通収納管理	汎用機 ----- 独自	-	-	-	-	-
13	ファームバンキング 処理	汎用機 ----- 独自 + パソコン	-	-	-	-	-
14	課税台帳検索処理	パソコン ----- 静岡 N E C	-	-	-	-	-
15	下水道受益者負担金 処理	C / S ----- 浜名湖頭脳センター	-	-	-	-	-
16	地図情報管理	C / S ----- パスコ	-	C / S ----- パスコ	-	-	-
17	戸籍業務	-	-	C / S ----- ゼロックス	22,869人	-	-

(2) 行政情報系システム

ア 1市2町全てで処理を行っておりシステムが同一のもの : 該当なし

イ 1市2町全てで処理を行っているがシステムが異なるもの

		掛川市		大東町		大須賀町	
		システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数
1	財務会計処理	汎用機	-	C / S	-	C / S	-
		独自		NTTデータ		NTTデータ	
2	グループウェア業務	Webシステム	-	Webシステム	-	Webシステム	-
		ジャストシステム		NEC		SCS	
3	会議室・車両予約処理	パソコン	-	C / S	-	C / S	-
		独自		NEC		SCS	
4	ホームページ・インターネット管理	NEC	-	C / S	-	外部委託	-
		独自		独自			
5	水道企業会計処理	パソコン	-	パソコン	-	パソコン	-
		フューチャーイン静岡		SCS		SCS	
6	土木積算処理	C / S	-	外部 WAN	-	外部 WAN	-
		浜名湖頭脳センター		浜名湖頭脳センター		浜名湖頭脳センター	
7	例規管理	Webシステム	-	Webシステム	-	Webシステム	-
		第一法規出版		ぎょうせい		ぎょうせい	
8	人事・給与管理	C / S	-	C / S	-	パソコン	-
		カシオ		NEC		NEC	

ウ 1市2町のいずれかの市町が処理しているもの

		掛川市		大東町		大須賀町	
		システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数	システム ソフトウェア	処理対象 件数
1	行事予定管理	C / S	-	Webシステム	-	-	-
		NEC		NEC			
2	病院企業会計処理	パソコン	-	-	-	-	-
		フューチャーイン静岡					
3	議事録検索処理	Webシステム	-	-	-	-	-
		フューチャーイン静岡					
4	庁舎管理、職員カード管理	パソコン	-	-	-	-	-
		NEC					
5	区長、組長名簿管理	汎用機	-	-	-	-	-
		独自					

### (3) 地域情報系システム

#### ア 掛川市

##### (ア) 学校間ネットワーク

学校間をネットワークで結び、相互の情報交換を通じて学校間交流を進める。  
小学校16校と中学校6校が結ばれている。

##### (イ) 地域公共施設間ネットワーク

地域生涯学習センターをネットワークで結び、相互の情報交換や地域生涯学習センターから地域全体に向けた情報発信を行う。地域生涯学習センター20カ所が結ばれている。

##### (ウ) 図書館予約ネットワーク

中央図書館の蔵書を学校間ネットワーク、地域公共施設間ネットワーク、インターネットで検索し、貸出予約ができるシステム。

#### イ 大東町・大須賀町 : 該当なし

## 2 用語の解説

### (ア行)

#### オフコン

オフィス・コンピューターの略称。事務処理に特化したコンピューターであり、一般には伝票発行や販売管理、財務管理などの機能を備え、主に中小企業の業務に使われている。専用のプログラムを開発し、ハードウェアと一緒に納品する形態が普通で、その業者が運用や管理までを一貫してサポートする。近年は、パソコンが高性能化してきたことや汎用機を除いてはハードウェアに依存しないシステムが主流となっていることから、パソコンシステム又はクライアント・サーバー・システムに移行する傾向が強い。

### (カ行)

#### グループウェア

コンピュータネットワークを利用して、複数の人間からなるグループでの情報共有、およびそれらの相互作用を円滑化するソフトウェアの総称。代表的なグループウェアの機能としては、電子会議室、電子掲示板、文書データベース、電子メール、ワークフロー管理、スケジュール管理などがある。

#### クライアント・サーバー・システム

電算処理の中心となるサーバーと呼ばれるコンピューターと電算処理の一部（表示画面の作成など）を担うクライアントと呼ばれるコンピューター（パソコン）で業務を共同処理するシステム。プログラムの全てをホストコンピュータ（汎用機）で動かすホスト 端末システム（一般的な汎用機処理システム）と違い、処理の一部をクライアントで行なうので入力に対する応答が速いとされる。ただし、一般的には処理業務が増えるに従いサーバーの数が増加することが多く、コンピューター自体の管理は汎用機に比較し手間がかかるとされる。



(八行)

#### 汎用機処理

事務処理・科学技術計算など広い範囲の仕事ができるように設計されている大型コンピューターによる処理。クライアント・サーバー・システムと異なり一般的な汎用機処理では業務処理に必要なプログラムの全てをホストコンピューターが処理するため、端末には情報処理機能を必要としない(パソコンでなくとも入力機能・表示機能があれば良い)。クライアント・サーバー・システムと違い、業務の増加に応じてコンピューター自体が増加することはないので管理は行いやすい。

(C)

#### C / S (シーエス)

クライアント・サーバー・システムの略称。内容についてはクライアント・サーバー・システムの項を参照。

(L)

#### L A N (ラン)

ローカル・エリア・ネットワークの英字略称。各種のケーブルを使って、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。L A Nに対する言葉としてW A N (ワン)がある。

#### L A S D E C (ラスデック)

財団法人地方自治情報センターの英字略称。地方公共団体におけるコンピュータの有効かつ適切な利用促進のために設立された団体で、住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワークのシステム開発、運用管理を行う。

(W)

#### W A N (ワン)

ワイド・エリア・ネットワークの英字略称。電話回線や専用線を使って、本社 - 支社間など地理的に離れた地点にあるコンピュータ同士を接続し、データをやり取りすることをいう。W A Nに対する言葉としてL A N (ラン)がある。

#### W e b (ウェブ)システム

サーバーとパソコンのネットワークシステムにより構築されサーバーが主になって業務処理を行うシステム。インターネットの情報通信技術を利用して情報の受発信が行われるため、クライアント・サーバー・システムと異なり業務処理用のプログラムをパソコンに保有する必要がない(インターネットのホームページを閲覧できるソフトウェアがパソコンに組み込まれていれば対応可能)。

### 3 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		調整方針
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	当面両市の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	176,959人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	5町	
		人口	57,773人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を重視しながら、段階的な統合を図る。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	
東京都	あきるの市	合併年月日	平成7年9月1日	住民サービスの低下を招かないようシステムの構築を図り、合併と同時に稼働できるよう調整する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1市1町	
		人口	71,940人	
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1市1町1村	
		人口	47,666人	

協議第 18 号

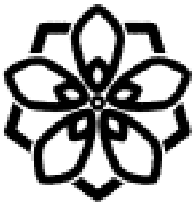
慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、協議を求める。

平成 15 年 11 月 18 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

項 目	掛 川 市	大 東 町
市(町)章	<p>市章 昭和31年2月28日制定</p>  <p>太田備中守資美の城として知られる雲霧城(掛川城)の桔梗御紋を引用したもの。</p>	<p>町章 昭和48年10月25日制定</p>  <p>富士と海を図案化し、大を形どったもので外の輪は町北部のなごやかな山を表し、富士の下に大東町の海岸線を表徴し、融和の精神を表す。</p>
シンボルマーク	なし	なし
市(町)の花・木・鳥	<p>木 「キンモクセイ」 昭和49年4月1日制定 花 「ききょう」 昭和49年4月1日制定 鳥 なし</p>	<p>木 「松」 昭和48年10月25日制定 花 「水仙」 昭和48年10月25日制定 鳥 なし</p>
シンボルフラワー	「芙蓉」 生涯学習のシンボルとして 昭和63年3月制定	なし
市(町)の歌	「掛川市市歌」 昭和42年4月1日制定	「大東町歌」 昭和58年4月制定
市(町)民憲章	なし	昭和58年3月14日制定
都市宣言	<p>掛川市を「青少年を守り育てる都市」とする宣言について 昭和41年6月23日議決</p> <p>掛川市交通安全都市宣言 昭和42年12月18日議決</p> <p>掛川市人権擁護都市宣言 昭和47年9月28日議決</p> <p>生涯学習都市宣言 昭和54年3月15日議決</p> <p>「地球・美感・徳育」都市宣言 平成2年3月22日議決</p> <p>戦争と平和の100年生涯学習決議 平成7年9月26日議決</p> <p>掛川市の新ビジョン宣言 平成11年3月23日議決</p>	核兵器廃絶平和都市宣言 平成9年3月14日議決

## 大 須 賀 町

町章 昭和37年10月25日制定



町合併の基となった横須賀、大淵、笠原の3地区をそれぞれ矢羽根で表し、この3つを組み合わせて大須賀町の頭文字「大」にまとめて形取るとともに、中にある3本の白線は各地区を流れる3本の川を表す。

平成9年10月24日制定



町のイニシャル「O」の文字を基本に、小笠山を上、遠州灘（波で表現）を下に配置し、これから活力ある未来に向かっていくことを笑顔のキャラクターで表す。

木	「松」	昭和48年8月10日制定
花	「つつじ」	昭和48年8月10日制定
鳥	「めじろ」	昭和48年8月10日制定

なし

「大須賀町歌」 昭和56年5月制定

昭和61年11月1日制定

非核平和都市宣言  
昭和60年9月27日議決

男女共同参画都市宣言  
平成11年9月14日議決

## 留 意 点

### 1 慣行とは

市町村が行う事務事業のうち、法令等に定義付けされることなく、市町村が慣例として行っているものを慣行という。

### 2 慣行として取り扱う対象

慣行のうち条例等により基準を設けることなく取扱いがなされるものを対象とする。

ただし、姉妹都市・友好都市についてはその他の事務事業の取扱いにおいて別途協議されるため除外する。

### 3 協議の必要性

(1) 市（町）章、市（町）の木・花・鳥及びシンボルマーク・シンボルフラワーについては、自治体のシンボルとなるものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。

(2) 市（町）の歌については、自治体の姿、文化、一体感などを表すものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。

(3) 憲章、都市宣言については、自治体の基本姿勢となるものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。

## 調 整 方 針

市章は、新市において新たに制定するものとする。  
その他の慣行については、新市において検討するものとする。

## 参考資料

### 1 市(町)の歌

#### (1) 掛川市

昭和42年4月1日制定 作詞 宮崎唯一 作編曲 戸塚三博

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 桔梗ヶ丘に 春の風<br>原野谷川の 水清し<br>新茶のかおり 嬉しくも<br>農産物は 豊かにて<br>明るく 伸びる<br>掛川市 | 2 日々に新たに 日に進む<br>見よ躍進の きのう今日<br>栄える町は 美しく<br>商工都市の 頼もしさ<br>この地に 築く<br>理想郷 | 3 まず健康だ 勤労だ<br>おおたくましい この力<br>強く正しき いのちこそ<br>明日をになう われらなり<br>みよ栄え ゆく<br>掛川市 |
|--|---|---|

#### (2) 大東町

昭和58年4月制定 作詞 大石初太郎 作曲 神野克明

- |   |   |
|---|---|
| 1 波の間にくだけ散る朝日影<br>とうとうと鳴りとよむ黒潮や<br>渚に立てば胸はずむ大きな希望<br>ともどもに永遠とわの栄えを祈ろう<br>ああ、われらのわれらの大東町       | 2 緑濃き山なみの古戦場<br>そうそうと吹きなびく薫風や<br>今花開く平和の地活動の町<br>目を閉じて永遠とわの栄えを思おう<br>ああ、われらのわれらの大東町 |
| 3 友よ、さあ、手を組んで踏めよ土<br>友よ、さあ、眉あげて仰げ空<br>わが郷土に今文化の灯かがやきわたる<br>手を上げて永遠とわの栄えを呼ぼう<br>ああ、われらのわれらの大東町 |   |

#### (3) 大須賀町

昭和56年5月制定 作詞 戸塚青穂 作曲 富永忠男

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 遠州灘の すか白く<br>鼓頻打つ 潮鳴りの<br>あらたなる世を 呼ぶところ<br>自治と文化の 灯をかかげ<br>拓くわが町 大須賀町 | 2 三社ばやし の 笛の音に<br>さくらほころぶ 松尾城<br>み祖のめぐみ 代々しるく<br>豊かなるさち 野に山に<br>香るわが町 大須賀町 | 3 青垣なせる 山脈の<br>緑さやけき 松のいる<br>いらか輝く 町並の<br>営み日々に 新しく<br>進むわが町 大須賀町 |
|---|--|---|

### 2 市(町)民憲章

#### (1) 掛川市：該当なし

#### (2) 大東町

昭和58年3月14日制定

わたくしたちは、豊かな自然と歴史や伝統に育てられたこの町を愛し、誇りと責任をもち、活力ある町づくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 1 笑顔で人に接し 心のふれ合う 明るい町をつくります
- 1 きまりを守り 助け合って 住み良い町をつくります
- 1 教養を高め みがきあって 文化の進んだ町をつくります
- 1 健康に努め 元気で働き いきいきとした町をつくります
- 1 郷土を愛し 美しい自然を大切に 理想の町をつくります

#### (3) 大須賀町

昭和61年11月1日制定

大須賀町は、遠州灘の碧い海と、緑あふれる小笠山の豊かな自然の中で、城あとは歴史を語り、城下町はゆかしい文化を伝えています。

私たちは、この町を愛し、その限らない発展を願いこの憲章を定めます。

- 1 自然と調和した住みよい郷土をつくります。
- 2 人と人、心と心のふれあいを大切にします。
- 3 伝統をいかし文化の向上につとめます。
- 4 健康で明るい家庭をきずきます。
- 5 産業の発展につとめ活力ある町をめざします。

### 3 都市宣言

#### (1) 掛川市

##### 掛川市を「青少年を守り育てる都市」とする宣言 昭和41年6月23日議決

次代をになう青少年が心身ともに健やかな成長を遂げ、社会に貢献することはすべての人の願いであり、これをはぐくみ育てるのは市民の義務である。

今や著しい経済発達による社会の変容は純真なる青少年に与える影響実に大きく、環境の浄化は1日もゆるがせにできない。

この際社会人であるおとなも謙虚に反省し、青少年がよい家庭、明るい社会の中で、健康にして、明朗、かつ高い見識とすぐれた体力、豊かな情操を養い、郷土愛、人類愛に徹し、若くてたくましい生命力を育てられるよう全市民が心を合わせてその方途を力強く推進するため、ここに掛川市を「青少年を守り育てる都市」とすることを宣言する。

##### 掛川市交通安全都市宣言 昭和42年12月18日議決

交通事故は日ごとに増加し市民の尊い生命と財産は常に危険にさらされており、今や重大な社会問題となりつつある。

交通事故は人間が作り出す災害であり、しかも人間の努力により防止できるものである。この不幸な災禍を絶滅し市民生活の安全を確保するために市民一人一人が真剣にこの問題に取り組んで人命尊重の精神に徹し交通道徳の高揚に努め、お互が心をあわせ戒めあって交通秩序を保持するとともに交通環境の改善、整備を推進し、もって交通事故の絶滅を期することを念願する。

よって全市民を挙げてこの目的達成のためここに掛川市を交通安全都市とすることを宣言する。

##### 掛川市人権擁護都市宣言 昭和47年9月28日議決

憲法に保障されている基本的人権の擁護は、現下の社会情勢に鑑み、喫緊の問題である。

掛川市は市民生活の一層の安定をはかり平和で明るい民主的な地域社会を建設するため、ここに掛川市を「人権擁護都市」とすることを宣言し、基本的人権尊重の理念に基づき最大限の努力をすることを決議する。

##### 掛川市生涯学習都市宣言 昭和54年3月15日議決

掛川市民は少しでも多く幸せを実感するために健康で生甲斐をもって生きていくためにお互いは何をなすべきかと いつも問いかけ合いながら、一生涯学びつづけていこう  
市制25周年記念に当り掛川市を「生涯学習都市」とすることを宣言する

掛川市民は少しでも多く幸せを実感するために

健康で生甲斐をもって生きていくために

一人でも多く素直になり、悟りを開けるようになるために、

私達は、いろいろな職業や趣味道楽やコミュニティー活動を通じて、

自分はなんだ、お互いは何をなすべきかと いつも問いかけ合いながら、

一生涯学びつづけていこう

掛川市は、ありきたりの田園都市ではなくて、

思想性の高い田園都市となるために、農業を抱え込んだ

緑あふれる都市となるために、一流のメニューをもつ

レクリエーション都市となるために、私達は、いろいろなもうけ仕事や

文化活動や年中行事を通じて、掛川市全域を公園のようにして、

掛川市全域を大学のようにして、

お互い、生き甲斐を引き出し合って生きていこう。

掛川市民と掛川市はよりよく生き、よりよく生かすために、

後代への責任を果たすために、行財政を一人一人のものとして、

みんなで、風格ある人間、風格ある家庭、風格ある地域、

風格ある掛川市を、掛川学を展開しつつ築いていこう。

そして、味わいのある人生、深みのある暮らし方、

ユーモアとセンスのある商売を分かちあっている。

本当に人間を支えるものは教養である。

人間の内面の成長・成熟(幸せ・生き甲斐)は、一步一步、

一日一日の学習・努力でしかえられない。

自動車のように一足とびには達成できない。

以上、このようなことがお金と学歴と単なる便利さを克服し、

無上の幸せと悟りに達するために、極めて大切なことだと思うので、

私達は、市制25周年記念に当り、掛川市を生涯教育・生涯学習

「掛川学事始」都市とすることを宣言する。

### 「地球・美感・徳育」都市宣言 平成2年3月22日議決

- 1 地球・森林都市（全市生涯学習公園化計画をすすめる）  
掛川市民は、いつも地球環境や平和のことを考え、森と水を大切に思い、わがまち全体を清らかな公園のように作り上げていこう。
- 2 美感・活力都市（全社生涯学習活性化計画をすすめる）  
全ての法人と団体は、美しい心、美しい都市、美しい人をモットーに、知識・情報集積に努め、信頼の人間関係をしなやかに活性化させていこう。
- 3 徳育・安心都市（全戸生涯学習安心化計画をすすめる）  
全ての家族は、食育（食事の教育）・撫育（愛撫する教育）という徳育に努め、いつも福祉の心をもって、健康な家庭と安心な地域社会を築いていこう。

### 戦争と平和の100年生涯学習決議 平成7年9月26日議決

第二次世界大戦後50周年を迎え、今、日本人は、先人のさまざまなご労苦と犠牲のおかげで、平和と物質的豊かさを享受している。

一方、世界においては、人口、食糧、資源、環境問題や貿易、外交、民族、宗教問題など、地球的規模の課題が山積し、世界のどこかでは今もなお戦火が絶えず、大国は核保有や核実験を行い時代に逆行している。

このような状況下にあって、私たち掛川市民は、昭和54年の「生涯学習都市宣言」と平成2年の「地球・美感・徳育都市宣言」の路線を深め、今こそ核抑止力という論理を排除し、恒久平和を誓い、次の決議を行う。

- 一、われわれは、日清・日露戦争以来の戦争と平和の100年の歴史年表を作成し、世界史と、日本史と、掛川史と、それぞれの家族史・会社史を四段に並べ覧し、歴史事実のより公平な吟味という生涯学習を深める。
- 一、掛川市は、戦前50年戦後50年の歴史の比較反省の上に立ち、核廃絶や環境・資源問題などの課題に積極的に取り組み、21世紀に向けて地方分権を推進し、より住みよく緑豊かな風格あるまちづくりを進める。
- 一、市民一人ひとり、戦争で尊い犠牲になった人々や苦しみと被害を与えた国々に対して、できる限り報い、より信頼される存在になるよう国際的に貢献し、三つの土地勘をもつ地球田舎人として、バランス感覚と生活の質の高さを志向していく。

### 掛川市新ビジョン宣言 平成11年3月23日議決

私たち掛川市民は、市制施行45周年記念と生涯学習都市宣言20周年記念にあたり、昭和54年の「生涯学習都市宣言」を第一宣言とし、平成2年の生涯学習10か年計画パート開始の「地球森林・美感活力・徳育安心都市宣言」を第二宣言とし、第2次世界大戦後50周年の「戦争と平和の100年生涯学習決議」を第三宣言として銘記する。

そして、20年間の生涯学習まちづくりの成果を総括し、ここに当初のビジョンを改訂し、掛川市新ビジョン宣言を決議する。  
「自然と農住商工と福祉・レクリエーション施設が美しく共生した考え深い健康市民の大勢いる都市」

## (2) 大東町

### 核兵器廃絶平和都市宣言 議会宣言平成9年3月14日

町は、日本国憲法の基本原理であり人類共通の念願である恒久平和の世界を実現するために、核兵器の全面禁止・廃絶が推進されることを強く希求し宣言した。

## (3) 大須賀町

### 非核平和都市宣言 昭和60年9月27日議決

我が国は世界唯一の被爆国として、この地球上に再び広島・長崎の惨禍を繰り返してはならないと訴えるところである。しかるに、核兵器の増強は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている。

大須賀町は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の念願である恒久平和に向けて、将来とともに非核三原則が遵守され、また、あらゆる国の核兵器廃絶は重要、かつ緊急課題であり、軍縮が推進されることを強く希求し、「非核平和都市」であることを宣言する。



**男女共同参画都市宣言 平成11年9月14日議決**

男女が対等な立場で責任を担う社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が成立した。

社会における制度や慣行を見つめ直し、男女自らの意思で、社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現に向けいっそう重要なものとなってきた。

わたくしたちは、社会の変化に的確に対応し、互いの人権や人格を尊重し、信頼と協力のもと町民ひとり一人が基本理念にのっとり、喜びも悲しみも共に分かち合える地域社会の形成に努めなければならない。

ここに、すべての町民が自分らしく安心して暮らしやすい21世紀の大須賀町を築いていくため、「男女共同参画都市」となることを宣言する。

#### 4 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		調整方針
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	(1) 市章は、新市において、調整する。 (2) 市の木、花、鳥は新市において、調整する。 (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	176,959人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	慣行は、原則として新市において検討するものとする。 ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	706,513人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	(1) 市章、市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。 ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 (3) 都市間交流については、新市において継続する。 (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	(1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 (2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	5町	
		人口	57,773人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	(1) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。 (2) 市の花、木は、新市において調整する。 (3) 都市宣言は、新市において調整する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	
山梨県	南アルプス市	合併年月日	平成15年4月1日	慣行(町村章・憲章等)の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	4町2村	
		人口	70,116人	

